

水戸市障害者計画（第４次）

『水戸市障害者安心プラン』

水 戸 市

はじめに

国においては、障害者を取り巻く課題が多岐にわたる中、障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、民間企業の合理的配慮の義務化をはじめ、医療的ケア児に対する適切な支援に向けた取組等を進めております。



本市においても、障害福祉サービス等の利用者の増加とともに、そのニーズが複雑化・複合化しており、障害者が自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会を目指し、地域生活を支える切れ目のないきめ細かな支援を一層推進していかなければなりません。そのため、国の動向や社会情勢の変化をはじめ、市民の意見や前計画の検証等を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする「水戸市障害者計画（第4次）『水戸市障害者安心プラン』」を策定いたしました。

本計画では、「障害者が自分らしく安心して生活を送ることができるまち・水戸」を目指し、障害者施策の基本的な方向を定め、保健、医療、生活環境など、幅広い分野において、障害者施策を総合的に推進してまいります。また、国・県をはじめとする関係機関や障害者団体の皆様と連携しながら、障害への理解を深め、就労支援の充実や社会参加の促進を図るとともに、障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができる環境づくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、専門的な立場から貴重な御意見、御審議をいただきました水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会の各委員をはじめ、御協力いただきました関係団体、多くの市民の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、皆様の一層の御支援と御協力をお願いいたします。

令和7年3月

水戸市長 高 橋 靖

目 次

第1章	計画策定の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
第2章	水戸市の現状	4
1	障害者数の推移と現況	4
(1)	身体障害者の状況	4
(2)	知的障害者の状況	6
(3)	精神障害者の状況	7
(4)	難病患者の状況	8
2	障害児等の現況	11
(1)	保育所（園）・幼稚園・特別支援学級等の状況	11
(2)	特別支援学校の状況	12
3	障害者雇用の現況	14
(1)	障害者の求職・就職状況	14
(2)	民間企業の障害者雇用の状況	15
4	現況を踏まえた課題	16
(1)	差別の解消と権利擁護	16
(2)	安全・安心なまちづくり	16
(3)	情報提供体制とコミュニケーション支援	16
(4)	保健・医療体制	16
(5)	相談体制と生活への支援	17
(6)	こどもの発達と教育	17
(7)	就業と経済的自立	17
(8)	芸術文化・スポーツ活動	17
第3章	計画の基本的方向	18
1	目指す姿	18
2	基本方針	19
3	施策の体系	21
4	成果目標	22
第4章	施策の展開	24
基本方針1	差別の解消，虐待の防止及び権利擁護の推進	24
(1)	虐待の防止，権利擁護の推進	24
(2)	障害を理由とする差別の解消の推進	26
(3)	行政機関における配慮及び障害者理解の推進	28
基本方針2	安全・安心な生活環境の整備	29
(1)	障害者に配慮したまちづくりの推進	29
(2)	防災・防犯対策の推進	31
(3)	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	33
基本方針3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	34

(1) 行政情報のアクセシビリティの向上	34
(2) 意思疎通支援の充実	36
基本方針4 保健・医療等の推進	38
(1) 障害者に係る保健・医療施策の推進	38
(2) 障害の原因となる疾病等の予防・治療	40
基本方針5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	41
(1) 意思決定支援の推進	41
(2) 相談支援体制の構築	43
(3) 在宅サービス等の充実	45
(4) 障害児に対する支援の充実	47
(5) 障害福祉サービスの質の向上	49
基本方針6 教育の振興	51
(1) インクルーシブ教育の推進	51
(2) 教育環境の整備	53
基本方針7 雇用・就業、経済的自立の支援	55
(1) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	55
(2) 経済的自立の支援	57
基本方針8 芸術文化活動・スポーツ等の促進	58
(1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	58
(2) スポーツに親しめる環境の充実	60
第5章 推進体制と進行管理	61
1 推進体制	61
(1) 水戸市社会福祉協議会との連携	61
(2) 民間事業者との連携	61
(3) 市民活動団体との連携	62
(4) 関係機関等との連携	62
2 進行管理	63
付属資料	
1 近年の法律等の整備	65
2 策定の経過	66
3 水戸市社会福祉審議会条例	67
4 水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会委員名簿	69
5 水戸市障害者計画庁内検討委員会設置要項	70
6 水戸市障害者計画庁内検討委員会委員名簿	72
7 水戸市障害者計画（第4次）策定のためのアンケート	74
8 ヒアリング結果	86

本文に、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを使用しています。

第Ⅰ章 計画策定の基本的事項

Ⅰ 計画策定の趣旨

国においては、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法に基づき、障害者基本計画を策定し、障害者施策の基本的な方向を定めています。また、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承、新型コロナウイルス感染症の拡大、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組の推進など、社会情勢の変化を踏まえながら、2023（令和5）年3月に障害者基本計画（第5次）を策定したところです。

本市においても、「障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸」の実現に向け、水戸市第6次総合計画－みと魁プラン－、水戸市障害者福祉計画（第3次）及び水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画等の関連計画に基づき、障害者施策を総合的に推進してきました。

国の動向や社会情勢の変化、市民の意向、SDGsの理念等を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－や関連計画との整合を図りながら、障害者施策を総合的に推進するため、水戸市障害者計画（第4次）※を策定するものです。

※第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画と区分しやすく分かりやすい計画とするとともに、障害者基本法に定める「市町村障害者計画」との整合を図るため、計画の名称を「障害者福祉計画」から「障害者計画」に変更します。

2 計画の位置付け

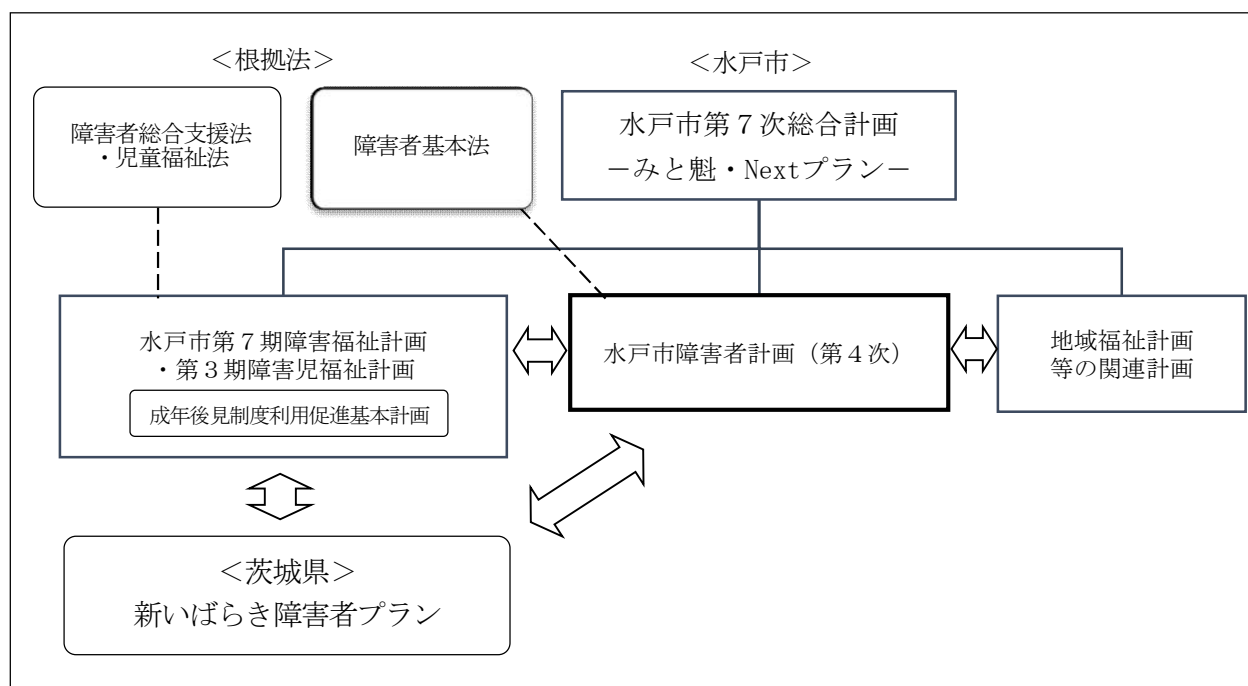
本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。

障害者基本法の規定に基づき国が策定した「障害者基本計画（第5次）」及び茨城県が策定した「新しいばらき障害者プラン」との整合を図ります。

また、本市における総合的かつ計画的な行政運営の基本となる水戸市第7次総合計画-みと魁・Nextプラン-（計画期間：2024年度～2033年度）の関連個別計画となるもので、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

本計画は、今後、市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

■ 図1-1 計画の位置付け



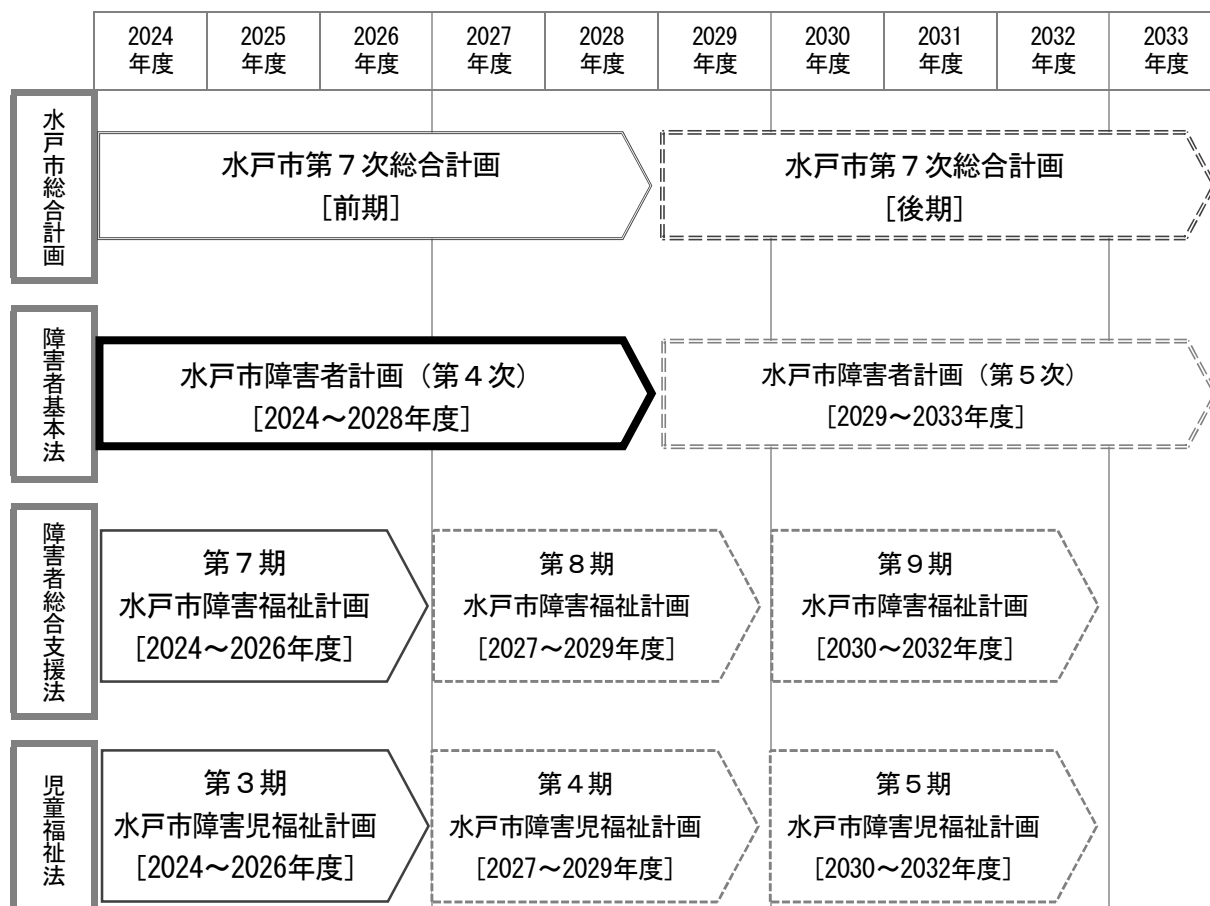
計画とSDGsとの関連性



3 計画の期間

この計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

■ 図1-2 計画の期間



第2章 水戸市の現状

Ⅰ 障害者数の推移と現況

（Ⅰ）身体障害者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、2022（令和4）年度で8,600人となっており、2018（平成30）年度からみると238人増加し、増減率は2.8%となっています。総人口に対する手帳所持者数の割合は、2022（令和4）年度は3.2%となっています。

2022（令和4）年度の手帳所持者数を障害種別にみると、肢体不自由が4,017人で最も多く、身体障害者手帳所持者数の約半数を占めています。また、2020（令和2）年度の数から比較すると、内部障害が187人増え、3,120人となっています。

■ 表2-1 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

（単位：人）

種類 \ 年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2018～ 2022年度 増減数	同 増減率 (%)
視覚障害	612	626	651	661	667	55	9.0
聴覚・平衡機能障害	685	710	722	722	724	39	5.7
音声・言語・ そしゃく機能障害	68	70	73	73	72	4	5.9
肢体不自由	4,064	4,069	4,012	4,023	4,017	-47	-1.2
内部障害	2,933	3,121	2,916	3,013	3,120	187	6.4
合計	8,362	8,596	8,374	8,492	8,600	238	2.8
総人口	270,289	269,661	270,685	270,450	269,502	-787	-0.3
対人口比 (%)	3.1	3.2	3.1	3.1	3.2		

注1）各年度3月31日現在。

注2）総人口は各年度10月1日現在の常住人口による。

（水戸市調べ）

■ 表 2-2 2022年度 身体障害者手帳所持者数（障害種別・程度別）

（単位：人）

種類 \ 程度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	287	210	31	35	81	23	667
聴覚・平衡機能障害	24	243	84	142	1	230	724
音声・言語・そしゃく機能障害	11	4	38	19	0	0	72
肢体不自由	929	859	711	981	371	166	4,017
内部障害	1,859	33	485	743	0	0	3,120
合計	3,110	1,349	1,349	1,920	453	419	8,600

注）2023年3月31日現在

（水戸市調べ）

(2) 知的障害者の状況

本市の療育手帳※所持者数は、2022（令和4）年度で2,619人となっており、2018（平成30）年度からみると302人増加し、増減率は13.0%となっています。総人口に対する手帳所持者数の割合は、2022（令和4）年度は1.0%となっています。

2022（令和4）年度の手帳所持者数を障害程度別にみると、C（軽度）が868人で最も多くなっています。2018（平成30）年度からの増減数をみると、C（軽度）は150人増加しており、増減率は20.9%となっています。

■ 表2-3 療育手帳所持者数の推移（障害程度別）

（単位：人）

程度 \ 年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2018～ 2022年度 増減数	同 増減率 (%)
①（最重度）	494	526	530	543	548	54	10.9
A（重度）	556	552	557	578	572	16	2.9
B（中度）	549	570	590	603	631	82	14.9
C（軽度）	718	748	798	827	868	150	20.9
合計	2,317	2,396	2,475	2,551	2,619	302	13.0
総人口	270,289	269,661	270,685	270,450	269,502	-787	-0.3
対人口比 (%)	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0		

注1）各年度3月31日現在。

注2）総人口は各年度10月1日現在の常住人口による。

（水戸市調べ）

※ 療育手帳：知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助制度を受けやすくするため、一定の障害のある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、国の療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として県知事が交付するもの。

(3) 精神障害者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳※所持者数は、2022（令和4）年度で2,787人となっており、2018（平成30）年度からみると698人増加し、増減率は33.4%となっています。総人口に対する手帳所持者数の割合は増加傾向にあり、2021（令和3）年度以降は1.0%となっています。

2022（令和4）年度の手帳所持者数を障害程度別にみると、2級が1,701人で最も多くなっています。2018（平成30）年度からの増減数をみると、2級は505人増加しており、増減率は42.2%となる一方、1級は増減率が-7.5%と減少しています。

■ 表2-4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害程度別）

（単位：人）

程度 \ 年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2018～ 2022年度 増減数	同 増減率 (%)
1 級	199	197	198	190	184	-15	-7.5
2 級	1,196	1,320	1,395	1,578	1,701	505	42.2
3 級	694	773	812	865	902	208	30.0
合計	2,089	2,290	2,405	2,633	2,787	698	33.4
総人口	270,289	269,661	270,685	270,450	269,502	-787	-0.3
対人口比 (%)	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0		

注1) 各年度3月31日現在。

注2) 総人口は各年度10月1日現在の常住人口による。

（水戸市調べ）

※ 精神障害者保健福祉手帳：精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを受けやすくするため、県知事が交付するもの。発達障害も含む。

(4) 難病患者の状況

本市の難病患者数を、指定難病特定医療受給者でみると、2022（令和4）年度で1,939人となっています。2018（平成30）年度からみると309人増加し、増減率は18.9%となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者は、増減をしながら推移しており、2022（令和4）年度で233人となっています。

指定難病特定医療受給者及び小児慢性特定疾病医療受給者数の総人口に対する割合は、2020（令和2）年度以降 0.8%となっています。

難病患者見舞金受給者数は、2022（令和4）年度で1,228人となっています。

■ 表2-5 指定難病特定医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者数の推移

（単位：人）

区分 \ 年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2018～ 2022年度 増減数	同 増減率 (%)
指定難病特定医療受給者	1,630	1,719	1,839	1,852	1,939	309	18.9
小児慢性特定疾病医療受給者	222	213	284	238	233	11	5.0
合計	1,852	1,933	2,123	2,090	2,172	320	17.2
総人口	270,289	269,661	270,685	270,450	269,502	-787	-0.3
対人口比 (%)	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8		

注1) 各年度3月31日現在。

注2) 総人口は各年度10月1日現在の常住人口による。

（出典：業務概要、茨城県/水戸市調べ）

■ 表2-6 難病患者見舞金受給者数の推移

（単位：人）

区分 \ 年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2018～ 2022年度 増減数	同 増減率 (%)
受給者数	1,219	1,263	1,212	1,218	1,228	9	0.7
総人口	270,289	269,661	270,685	270,450	269,502	-787	-0.3
対人口比 (%)	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5		

注1) 各年度3月31日現在。

注2) 総人口は各年度10月1日現在の常住人口による。

（水戸市調べ）

〈参考資料〉

■ 表 2-7 指定難病特定医療受給者、一般特定疾患医療受給者 疾患別の状況 (単位：人)

指定難病特定医療受給者					
番号	疾患名	人数	番号	疾患名	人数
1	球脊髄性筋萎縮症	11	78	下垂体前葉機能低下症	37
2	筋萎縮性側索硬化症	32	83	アジソン病	1
3	脊髄性筋萎縮症	2	84	サルコイドーシス	23
5	進行性核上性麻痺	11	85	特発性間質性肺炎	29
6	パーキンソン病	244	86	肺動脈性肺高血圧症	8
7	大脳皮質基底核変性症	12	88	慢性血栓性肺高血圧症	9
8	ハンチントン病	2	89	リンパ管筋腫症	1
11	重症筋無力症	63	90	網膜色素変性症	44
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	46	93	原発性胆汁性肝硬変	38
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	18	94	原発性硬化性胆管炎	2
15	封入体筋炎	4	95	自己免疫性肝炎	8
17	多系統萎縮症	26	96	クローン病	118
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	43	97	潰瘍性大腸炎	299
19	ライソゾーム病	1	98	好酸球性消化管疾患	1
20	副腎白質ジストロフィー	1	107	全身型若年性特発性関節炎	5
21	ミトコンドリア病	6	113	筋ジストロフィー	7
22	もやもや病	18	118	脊髄髄膜瘤	1
23	プリオン病	1	127	前頭側頭葉変性症	2
28	全身性アミロイドーシス	10	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1
34	神経線維腫症	7	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	1
35	天疱瘡	1	145	ウエスト症候群	1
36	表皮水疱症	1	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	1
37	膿疱性乾癬（汎発型）	4	158	結節性硬化症	2
40	高安動脈炎	18	163	特発性後天性全身性無汗症	3
41	巨細胞性動脈炎	3	164	眼皮膚白皮症	1
42	結節性多発動脈炎	1	167	マルファン症候群	3
43	顕微鏡的多発血管炎	19	171	ウィルソン病	1
44	多発血管炎性肉芽腫症	4	191	ウェルナー症候群	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	12	208	修正大血管転位症	1
46	悪性関節リウマチ	1	210	単心室症	1
47	バージャー病	1	211	左心低形成症候群	1
49	全身性エリテマトーデス	148	215	ファロー四徴症	3
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	47	217	エプスタイン病	2
51	全身性強皮症	35	220	急速進行性糸球体腎炎	2
52	混合性結合組織病	15	221	抗糸球体基底膜腎炎	1
53	シェーグレン症候群	20	222	一次性ネフローゼ症候群	37
54	成人スチル病	8	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1
55	再発性多発軟骨炎	1	227	オスラー病	1
56	ベーチェット病	30	257	肝型糖原病	1
57	特発性拡張型心筋症	22	266	家族性地中海熱	2
58	肥大型心筋症	3	271	強直性脊椎炎	10
60	再生不良性貧血	16	274	骨形成不全症	1
61	自己免疫性溶血性貧血	1	275	タナトフォリック骨異形成症	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	29	277	リンパ管腫症／ゴーハム病	2
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	283	後天性赤芽球癆	3
65	原発性免疫不全症候群	4	289	クロンカイト・カナダ症候群	1
66	IgA 腎症	24	296	胆道閉鎖症	2
67	多発性嚢胞腎	17	298	遺伝性脾炎	1
68	黄色靱帯骨化症	6	300	I g G 4 関連疾患	5
69	後縦靱帯骨化症	66	301	黄斑ジストロフィー	1
70	広範脊柱管狭窄症	5	302	レーベル遺伝性視神経症	1
71	特発性大腿骨頭壊死症	36	306	好酸球性副鼻腔炎	31
72	下垂体性ADH分泌異常症	4	329	無虹彩症	1
74	下垂体性PRL分泌亢進症	3	331	特発性多中心性キャッスルマン病	2
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	12	合計		1,939
一般特定疾患医療受給者					
番号	疾患名	人数			
32	重症急性脾炎	1			

注 1) 2023年3月31日現在。

注 2) 受給がある疾患のみ記載。指定難病特定医療の対象疾病は、2021年11月から338疾病。

(出典：業務概要、茨城県)

〈参考資料〉

■ 表2-8 小児慢性特定疾病医療受給者 疾患別の状況

(単位：人)

疾患群名		人数	疾患群名		人数
1	悪性新生物	28	9	血液疾患	14
2	慢性腎疾患	19	10	免疫疾患	8
3	慢性呼吸器疾患	4	11	神経・筋疾患	22
4	慢性心疾患	36	12	慢性消化器疾患	19
5	内分泌疾患	41	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	11
6	膠原病	3	14	皮膚疾患群	0
7	糖尿病	22	15	骨系統疾患	2
8	先天性代謝異常	3	16	脈管系疾患	1
合 計					233

注) 2023年3月31日現在。

(水戸市調べ)

2 障害児等の現況

(1) 保育所（園）・幼稚園・特別支援学級等の状況

2023（令和5）年度現在、保育所や幼稚園等に通っている障害児については、保育所（園）は25人、幼稚園は7人、認定こども園は14人、地域型保育所は3人となっています。

こども発達支援センターでは通所による療育指導を行っており、2023（令和5）年度は35人が通っています。

療育指導教室（幼児のこたば・こころの教室）では、発達等に何らかの心配がある4・5歳児に保育指導を行っており、7教室に114人が通っています。

市内の小・中学校に設置されている特別支援学級では、2023（令和5）年度には、小学校で115学級645人、中学校で49学級252人が在籍しており、学級数、人数ともに年々増えています。

また、小・中学校に設置されている通級指導教室では、小学校10教室で117人、中学校3教室で9人が通級による指導を受けています。

■ 表2-9 保育所（園）・幼稚園等に通園する障害児の数

年度 区分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
保育所（園）	か所数	12	12	18	25	19
	人数	16	17	24	40	25
幼稚園	か所数	7	7	6	5	5
	人数	11	11	9	6	7
認定こども園	か所数	6	7	10	10	8
	人数	11	10	17	21	14
地域型保育事業所	か所数	1	4	3	4	3
	人数	1	4	3	4	3

注）各年度5月1日現在。

（水戸市調べ）

■ 表2-10 こども発達支援センター及び療育指導教室（幼児のこたば・こころの教室）に通所する障害児等の数

年度 区分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
こども発達支援センター	人数	54	62	66	46	35
幼児のこたば・こころの教室	教室数	3	3	5	7	7
	人数	168	128	170	117	114

注）各年度5月1日現在。

（水戸市調べ）

■ 表 2-11 特別支援学級等在籍者数

年度			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
区分							
特別支援学級	小学校	学級数	85	94	101	107	115
		人数	414	476	528	601	645
	中学校	学級数	34	37	41	44	49
		人数	159	165	196	223	252
通級指導教室	小学校	教室数	9	10	10	10	10
		人数	124	132	114	107	117
	中学校	教室数	1	1	1	1	3
		人数	6	6	3	3	9

注) 各年度5月1日現在。

(水戸市調べ)

(2) 特別支援学校の状況

特別支援学校の市内在住者の在籍者数は、2023（令和5）年度は、幼稚部に3人、小学部に214人、中学部に127人、高等部に137人で、合計481人となっています。2022（令和4）年度と2023（令和5）年度は、専攻科の在籍者はいません。

特別支援学校高等部卒業生の進路は、2022（令和4）年度の卒業生40人のうち、進学が1人、就職が13人となっています。また、8人が就労移行支援、7人が生活介護を利用しています。

■ 表 2-12 特別支援学校在籍者数

(単位：人)

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
区分					
幼稚部	4	6	7	6	3
小学部	195	188	184	211	214
中学部	99	115	115	129	127
高等部	143	132	116	111	137
専攻科	4	2	1	0	0
合計	445	443	423	457	481

注1) 各年度5月1日現在。

注2) 調査対象は、盲学校、水戸聾学校、水戸特別支援学校、水戸飯富特別支援学校、水戸高等特別支援学校、友部特別支援学校、友部東特別支援学校、内原特別支援学校、勝田特別支援学校、茨城大学教育学部附属特別支援学校に通う水戸市民

(水戸市調べ)

■ 表 2-13 特別支援学校高等部卒業生の進路

(単位：人)

区分 \ 年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
進学	2	0	1	1	1
就職	15	12	13	14	13
職業訓練施設・学校	0	0	0	0	0
施設入所支援＋療養介護	0	0	1	0	1
施設入所支援＋生活介護	2	5	0	0	1
施設入所支援＋その他	0	0	1	1	1
療養介護	0	0	0	0	0
生活介護	12	14	14	9	7
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	4	1	1	0	0
就労移行支援	11	18	12	10	8
就労継続支援A型（雇用型）	3	2	2	2	1
就労継続支援B型（非雇用型）	1	1	3	2	2
在宅	0	0	0	1	4
その他	1	0	0	0	1
合計	51	53	48	40	40

注）調査対象は、盲学校、水戸聾学校、水戸特別支援学校、水戸飯富特別支援学校、水戸高等特別支援学校、友部特別支援学校、友部東特別支援学校、勝田特別支援学校、茨城大学教育学部附属特別支援学校に通う水戸市民
(水戸市調べ)

3 障害者雇用の現況

(1) 障害者の求職・就職状況

2022（令和4）年度は3人が福祉施設等から一般就労に移行しました。また、ジョブコーチ※については、4人の利用がありました。

水戸公共職業安定所管内における障害者の求職・就職状況については、2022（令和4）年度の新規登録者数が373人、就職件数が514件となっています。

水戸公共職業安定所における障害者の登録者数は4,020人で、そのうちの67.6%である2,719人が就業中です。また、登録者数は、精神障害者が1,571人で最も多くなっています。

■ 表2-14 障害者の職業紹介状況（水戸市）

（単位：人）

区分 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
福祉施設等から一般就労への移行者数（人）	5	8	3
一般就労から福祉施設等への移行者数（人）	7	8	7
ジョブコーチ利用者数（人）	0	3	4

（水戸市調べ）

■ 表2-15 障害者の求職・就職状況（水戸公共職業安定所管内）

区分 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
新規登録者数（人）	410	356	373
就職件数（件）	509	501	514

（出典：水戸公共職業安定所調べ）

■ 表2-16 障害者の登録状況（水戸公共職業安定所管内）

（単位：人）

区分 \ 項目	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
登録者数（合計）	1,343		968		1,571		138		4,020	
うち就職活動中の者	326	24.3	190	19.6	580	36.9	40	2.9	1,136	28.3
うち就業中の者	970	72.2	761	78.6	915	58.2	73	52.9	2,719	67.6
うち保留中の者	47	3.5	17	1.8	76	4.8	25	18.1	165	4.1

注）2023年3月31日現在。

（出典：水戸公共職業安定所調べ）

※ ジョブコーチ：職場適応援助者。実際に働く職場において、障害のある人や事業主、又は家族に対して、職場定着に向けた助言や配慮を行う者又はその制度。

(2) 民間企業の障害者雇用の状況

水戸公共職業安定所管内における民間企業における雇用状況をみると、2022（令和4）年度では、法定雇用率※が適用されている企業は421社で、1,652.5人の障害者が雇用されています。法定雇用率を満たしていない企業が236社あり、未達成企業数は2021（令和3）年度に増加したものの、2022（令和4）年度には減少しました。

2022（令和4）年度の水戸公共職業安定所管内の雇用率は2.07%で、県平均及び全国平均を下回る状況となっています。

■ 表2-17 民間企業の障害者雇用状況（水戸公共職業安定所管内）

年度		2020年度	2021年度	2022年度
区分				
企業数（企業）		411	435	421
	算定基礎労働者数（人）	80,063.5	82,507.0	79,650.5
	障害者数（人）	1,689.5	1,710.0	1,652.5
	雇用不足数（人）	331.5	400.5	381.0
	未達成企業数（企業）	215	245	236
	未達成企業割合（%）	52.3	56.3	56.1
雇用率（%）	水戸市（水戸公共職業安定所管内）	2.11	2.07	2.07
	茨城県	2.19	2.17	2.20
	全国	2.15	2.20	2.25

注1）各年度6月1日現在。

注2）算定基礎労働者数は、短時間労働者1人を0.5人としてカウント。

注3）障害者数については、重度障害者は1人の雇用をもって2人を雇用としているものとみなされる。

ただし、短時間労働の重度障害者は1人としてカウント。

注4）民間企業の法定雇用率：2018年4月より2.2%、2021年3月より2.3%。2024年4月からは2.5%

（出典：水戸公共職業安定所調べ）

※ 法定雇用率：障害者雇用促進法に基づき、民間企業（従業員43.5人以上）、国、地方公共団体は、法定雇用率に相当する数以上の障害者を雇用しなければならない。2024（令和6）年4月からは、民間企業 2.5%、国及び地方公共団体等 2.8%、都道府県等の教育委員会 2.7%。

4 現況を踏まえた課題

(1) 差別の解消と権利擁護

- 障害者虐待の防止，早期発見・早期対応を図るため，虐待に関する相談窓口を周知することがより一層求められています。
- 判断力が不十分な障害者等の権利を守るため，成年後見制度の普及・啓発などの取組や体制の強化が必要となっています。
- 水戸市障害者計画（第4次）策定のためのアンケート結果によると，40.2%の人が障害があるために差別や不快な思いをしたことがあると回答していることから，障害に対する理解の促進等がより一層求められています。
- 事業者への合理的配慮の義務化など，障害者差別解消法の周知・啓発が必要となっています。

(2) 安全・安心なまちづくり

- 障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え，また，障害者支援施設，病院や在宅から地域生活への移行に対応するため，住まいの場の確保が求められています。
- 水戸市障害者計画（第4次）策定のためのアンケート結果によると，通勤・通学や外出時に困ることとして，「電車やバスの利用が不便」，「歩道が狭い」などの回答が多くあり，公共施設等の更なるバリアフリー化が求められています。
- 近年，地震災害や風水害が多発し，障害者の災害時の対応が懸念されており，災害時の避難先の確保や，障害の特性に配慮したきめ細かな防災対策の充実が求められています。
- 障害の特性に配慮した防犯，消費者トラブル対策や消費者教育の推進が求められています。

(3) 情報提供体制とコミュニケーション支援

- 障害者が日常生活において円滑にコミュニケーションをとることができるよう，手話通訳者や要約筆記者等の養成及び派遣を充実するとともに，デジタル機器を活用するなど，意思疎通支援の更なる推進が求められています。
- 障害の特性に配慮した行政情報の提供が求められています。

(4) 保健・医療体制

- 近年，精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しており，精神障害者が地域の一員として暮らしていけるよう，精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など，精神保健の充実が求められています。
- 水戸市障害者計画（第4次）策定のためのアンケート結果によると，「通院している」が61.7%と半数以上が通院をしていることから，保健・医療の充実が求められています。

(5) 相談体制と生活への支援

- 障害者が障害の特性や本人の希望に沿った障害福祉サービスを利用し、安心して地域生活を送るためには、相談支援を充実するとともに、多様なサービスを提供する必要があります。
- 相談支援の質の向上に向け「意思決定支援ガイドライン」の普及が必要です。
- 障害児の個々の発達に応じた適切な療育と保護者等への不安軽減に向けた支援を切れ目なく行う必要があります。
- 医療的ケア児や重症心身障害等にも対応したサービス提供体制を充実させる必要があります。
- 障害者が様々な支援を利用しながら地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等の機能強化が必要です。

(6) こどもの発達と教育

- 差別解消には、障害への理解が前提となるため、インクルーシブ教育の推進が必要となっています。
- 特別支援学級や特別支援学校の在籍者数が年々増加しているため、職員への研修など特別支援教育の体制整備が求められています。

(7) 就業と経済的自立

- 障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては工賃の向上を図るなど、総合的な就労支援を推進が必要となっています。
- 障害者の生活基盤の安定確保のため、福祉手当の支給や障害福祉サービス等に係る利用者負担の軽減など、経済的自立に向けた支援が必要となっています。

(8) 芸術文化・スポーツ活動

- 障害者の体力の増強や、交流・余暇の充実等を図るため、スポーツ・レクリエーション活動の充実が必要となっています。
- 障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害の有無に関わらず誰もがスポーツに親しめる環境の整備が必要となっています。

第3章 計画の基本的方向

I 目指す姿

水戸市第7次総合計画-みと魁・Nextプラン-の「支えあい，助けあう社会の実現」という福祉の方向性を踏まえて，障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し，安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すため，本市の目指す姿を以下のとおり掲げます。

【目指す姿】

障害者が自分らしく安心して
生活を送ることができるまち・水戸

2 基本方針

国の障害者基本計画（第5次）における障害者施策の基本的な方向を踏まえ、障害者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らすことができ、また、あらゆる分野の活動に参加できる社会の実現を目指し、次に掲げる事項を基本方針として、計画を策定します。

基本方針1 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供など、心のバリアフリーを推進するため、広報・啓発活動を展開し、事業者や市民の障害に対する理解を深めます。また、障害者虐待を防止するとともに、成年後見制度の利用を促進するなど、権利擁護に取り組めます。

基本方針2 安全・安心な生活環境の整備

地域で安全に安心して暮らせるよう、住環境や移動しやすい環境の整備、障害者に配慮したまちづくりの推進など、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進めます。また、災害発生時における、障害者に配慮した情報の提供や避難支援、福祉避難所[※]の周知のほか、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

基本方針3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

必要な情報にアクセスできるよう、障害者に配慮した情報伝達を強化するとともに、円滑に意思表示やコミュニケーションができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成等を図ります。

基本方針4 保健・医療等の推進

障害者が身近な地域で必要な医療を受けられるよう、医療環境の充実を図ります。また、入院中の精神障害者が地域生活に円滑に移行できるよう、切れ目のない退院後の支援を推進します。

※ 福祉避難所：指定避難所での生活が困難とされる高齢者や障害者など、特別な配慮を必要とする避難者のための施設

基本方針5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定支援を行うとともに、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。また、日常生活及び社会生活を営めるよう、在宅サービスの充実、サービスの質の向上等に取り組めます。

基本方針6 教育の振興

障害の有無によって分け隔てられることなく、共に教育を受けることのできるインクルーシブ教育を推進します。また、学校の教育活動を通じて、障害に対する理解を促進するとともに、障害児に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備を進めます。

基本方針7 雇用・就業、経済的自立の支援

障害の特性に応じた一般就労を支援するほか、一般就労が困難な障害者の工賃向上に努めます。さらに、福祉手当の支給など、障害者の経済的自立を支援します。

基本方針8 芸術文化活動・スポーツ等の促進

障害者の生活を豊かにするとともに、自立と社会参加を促進するため、芸術文化に関する取組を支援します。また、レクリエーション活動を通じて、障害者の体力の増強や交流、余暇の充実を図ります。さらに、誰もが障害者スポーツに親しめる機会を通じて、障害への理解を促進します。

3 施策の体系

【目指す姿】

障害者が自分らしく安心して生活を送ることができるまち・水戸

基本方針	主要施策
1 差別の解消，虐待の防止及び権利擁護の推進	(1) 虐待の防止，権利擁護の推進 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進 (3) 行政機関における配慮及び障害者理解の推進
2 安全・安心な生活環境の整備	(1) 障害者に配慮したまちづくりの推進 (2) 防災・防犯対策の推進 (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 行政情報のアクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実
4 保健・医療等の推進	(1) 障害者に係る保健・医療施策の推進 (2) 障害の原因となる疾病等の予防・治療
5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 在宅サービス等の充実 (4) 障害児に対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上
6 教育の振興	(1) インクルーシブ教育の推進 (2) 教育環境の整備
7 雇用・就業，経済的自立の支援	(1) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (2) 経済的自立の支援
8 芸術文化活動・スポーツ等の促進	(1) 芸術文化活動，余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の充実

4 成果目標

計画に位置付ける各種施策のうち、主な課題として整理したものに対応し、重点的に取組むため、現状を踏まえた上で、目標指標を設定します。

成果目標1

差別解消に向けた取組の推進

障害者の個性と人格が尊重され、社会的障壁を感じることなく暮らすことができるよう、障害者への理解の促進を図るとともに、差別解消に向けた取組を推進します。

目標指標

指標	現況 2023（令和5）年度末	目標 2028（令和10）年度末
心のバリアフリー部会の設置	—	設置
障害があるため、差別を受けたり、嫌な思いをしたことが「ある」と回答した障害者の割合（障害者アンケート）	40.2%	20%

成果目標2

医療的ケア児等に対する支援の充実

2021（令和3）年9月に施行した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、日常生活における支援や相談支援体制の整備などの取組を推進します。

目標指標

指標	現況 2023（令和5）年度末	目標 2028（令和10）年度末
医療的ケア児に対する適切な支援に関する協議の場	—	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	2人以上

成果目標3

総合的な就労支援

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては工賃※の水準の向上を図るなどの取組を推進します。

目 標 指 標

指標	現況 2023（令和5）年度末	目標 2028（令和10）年度末
地域自立支援協議会における障害者の雇用促進に係る協議の実施（年間）	10回	10回
共同受発注センター登録事業所の平均月額工賃	20,258円	22,000円

※ 工賃：主に就労継続支援B型事業所及び他の生産活動を行う通所系障害福祉サービス事業所で生産活動に従事する（福祉的就労で働く）利用者に支払われるもの。生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る必要な経費を差引いた額に相当する金額が工賃として支払われる。全国平均17,031円（令和4年度）、茨城県平均15,844円（令和4年度）

第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ 差別の解消，虐待の防止及び権利擁護の推進

（Ⅰ）虐待の防止，権利擁護の推進

現状と課題

- 障害者の虐待防止措置は，家庭内での家族等による虐待，福祉施設での職員等による虐待，職場での労働者等による虐待を対象としており，行政のみならず多くの関係者に対して，障害者虐待防止に関する普及が重要となっています。
- 障害者団体等へのヒアリングにおいて，虐待があった際の相談窓口の周知に対する意見が出たことを踏まえ，広報・啓発活動の充実により，虐待の早期発見・早期対応に向けた取組を推進する必要があります。
- 判断能力が不十分な知的障害その他の精神上の障害のある方等の権利や財産を守っていくため，家族や関係機関，地域の支援者に対し，成年後見制度を含めた権利擁護支援の取組について普及・啓発するとともに相談窓口の周知を図っていく必要があります。
- 県央地域連携中枢都市圏事業として，水戸市と水戸市社会福祉協議会（権利擁護サポートセンター）が広域中核機関となり，支援の必要な方の早期発見，支援につなげていくため，関係機関が連携して権利擁護支援に取り組む地域連携ネットワークの強化が必要となります。
- 安心して制度を利用できるように，親族後見人への助言や相談支援等に取り組むとともに，市長申立ての適切な実施及び申立費用や後見人等に対する報酬助成の拡充等への取組を推進する必要があります。
- 水戸市障害者計画（第4次）策定のためのアンケート結果では，成年後見制度について「名前も知っているし，内容もわかる」と回答した人は27.0%と少ないことから，今後，制度の普及や利用促進に向けた取組を強化する必要があります。

施策の方向性

- 障害者虐待の未然防止，早期発見・早期対応を図るため，障害者虐待に関する普及・啓発，市障害者虐待防止センターの運営，一時保護の実施などを進めます。
- 成年後見制度の利用を促進するため，水戸市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組を推進します。

主な事業

ア 障害者虐待の防止，早期発見・早期対応

事業名	事業の概要
障害者虐待防止体制の充実	虐待の未然防止，早期発見・早期対応に向け，市障害福祉課窓口や市障害者虐待防止センターにおける相談体制の充実や相談窓口の周知を進めます。

イ 成年後見制度の利用促進

事業名	事業の概要
水戸市成年後見制度利用促進基本計画の推進	水戸市社会福祉協議会の権利擁護サポートセンターとの連携により，成年後見制度の普及・啓発や利用に向けた相談，市民後見人の育成，法人後見人の支援，日常生活自立支援事業等の充実を図ります。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

現状と課題

- 障害を理由とする差別の解消に向けて、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を規定する、改正障害者差別解消法が施行（2024年4月）となるなど、障害者に対する差別の解消に向けた取組の重要性は増してきており、差別解消に向けた取組の更なる推進が必要となっています。
- 水戸市障害者計画（第4次）策定のためのアンケート結果では、障害があるため、差別を受けたり、嫌な思いをしたことが「ある」と回答した人が、全体で40.2%と依然として多くなっています。
- 障害者の地域移行が進むためには、地域社会が障害者と共に生きる意識を持つことが大切ですが、水戸市障害者計画（第4次）策定のためのアンケート結果における障害者調査では障害への理解について「かなり深まっている」と「まあまあ、深まっている」の合計は26.6%、一般調査では23.1%となっており、障害者や障害に対する理解は不十分となっています。
- 市民が、外出先で困っている障害者等に出会ったとき、建設的な対話を通じて、自ら進んで手を差し伸べるなど、地域社会全体が相互に協力しながら、支えあい、助けあう社会の実現を目指すため、心のバリアフリーの推進が必要となります。
- 市民の障害に対する正しい理解の促進や障害者差別解消に向けた取組を強化するとともに、事業者に対し、合理的配慮に関する普及・啓発を進める必要があります。

施策の方向性

- 障害者への差別の解消を目指し、障害者や事業者からの相談を受け付ける体制を充実します。
- 障害者や障害に対する理解促進を目指し、障害者への差別解消に向けた取組を推進します。
- 障害者への適切な合理的配慮が提供されることを目指し、事業者への支援や啓発を進めます。

主な事業

ア 障害者や事業者からの相談への対応

事業名	事業の概要
障害者差別に関する相談体制の充実	本市の障害者差別に関する相談窓口と関係機関との連携等により、障害者への差別解消に向けた相談体制の充実を図ります。

イ 差別解消に向けた取組の推進

事業名	事業の概要
障害に関する知識の普及	関係機関や障害者団体の連携による，こころの健康講座及び家族教室や，福祉ボランティア会館や市民センター等を活用した講座や研修会等の開催により，様々な障害に関する知識の普及を進めます。
障害者差別解消法の取組の推進	事業所向け講座やリーフレットの配布等，障害を理由とする差別の解消に向けた取組を実施します。
心のバリアフリーの推進	地域社会全体が相互に協力しながら，支えあい，助けあう社会の実現を目指すため，水戸市バリアフリー環境整備推進協議会の専門部会として心のバリアフリー部会を設置し，心のバリアフリーを推進します。

ウ 合理的配慮を提供する事業者への支援

事業名	事業の概要
合理的配慮を提供する事業者への支援	関係機関と連携し，事業者に対して適切な配慮がなされるよう，合理的配慮についての事例を紹介するなどの支援を行います。

(3) 行政機関における配慮及び障害者理解の推進

現状と課題

- 障害者が地域で安心して暮らすためには、障害者がその権利を円滑に行使できることが大切であり、選挙等において必要な環境整備や障害の特性に応じた合理的配慮が必要となります。
- 本市では投票所のバリアフリー化をはじめとして、病院、施設における不在者投票、代理投票や点字投票等の対応を進めています。
- 市の事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき障害者が必要とする合理的配慮を適切に実施することが必要です。障害者への理解の促進に向け、外見から分かりにくい障害の特性などに必要な合理的配慮に関する正しい知識の普及・啓発が必要となっています。

施策の方向性

- 障害の特性に応じた投票ができるよう、選挙における配慮を推進します。
- 行政運営への合理的配慮の適切な実施を目指し、職員への研修や啓発活動を行います。

主な事業

ア 選挙における配慮

事業名	事業の概要
権利の行使への支援	選挙において、円滑に投票できるようにするため、投票所の整備等の必要な配慮を行います。

イ 行政職員による障害者理解、合理的配慮提供の推進

事業名	事業の概要
事務・事業における合理的配慮の推進	行政職員に対する研修を進め、事務・事業の実施に当たっての合理的配慮を適切に実施します。

基本方針２ 安全・安心な生活環境の整備

（１）障害者に配慮したまちづくりの推進

現状と課題

- 障害者が安心して生活できる住宅を確保するため、障害者に配慮した市営住宅の整備、住宅改修への助成や住宅セーフティネット制度の活用等が必要となります。
- 障害者が住み慣れた地域で自立して生活するためには、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活をするグループホームの整備を促進する必要があります。
- 福祉施設や学校等の市の公共施設について、施設の改修等に合わせた更なるバリアフリー化を進める必要があります。
- 障害者に配慮したまちづくりを推進するため、本市では、水戸市バリアフリー特定事業計画等に基づき、水戸駅周辺地区を中心とした施設や道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化を推進しています。
- 障害者が気軽に外出・移動できることは、障害者や障害に対する市民の理解促進にも大きな効果があることから、障害者に配慮した道路や歩道、公園等の整備や福祉タクシー券などの各種の移動支援を充実し、障害者が移動しやすい環境づくりが求められています。

施策の方向性

- 障害者の安定した住まいを確保するため、住宅セーフティネット制度の活用や、市営住宅のバリアフリー化、住宅改修の助成、グループホームの整備の促進などを進めます。
- 障害者が移動しやすい環境を目指し、公共施設、道路、公園などのバリアフリー化を進めるとともに、多様な外出支援サービスの充実を図ります。

ア 住まいの確保

事業名	事業の概要
市営住宅の整備	障害者の自立した生活を支援するため、障害者に配慮した市営住宅の整備に努めます。
グループホームの整備促進	地域生活への移行を促進するため、「水戸市障害福祉計画」に基づき、グループホームの整備促進、充実を図ります。
住宅改造の促進	障害者や介護者の日常生活の利便性の向上を図り、快適な生活ができるよう、作業療法士や理学療法士、相談支援従事者等と連携して、住宅改造に関する相談支援に取り組みます。また、住宅改造助成制度等の利用促進を図ります。
住宅セーフティネット制度の活用	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、障害者を含む住宅確保要配慮者※が利用しやすい賃貸住宅の供給を促進します。
住宅入居等支援事業の充実(居住サポート事業)	水戸市基幹相談支援センターにおいて実施する、障害者の住宅の確保に関する相談について、地域生活への移行の更なる推進に向けて相談支援体制の充実を図ります。

イ 外出しやすい環境の整備

事業名	事業の概要
公共施設の整備・改善	公共施設の整備に当たっては、デザインやサイン（標識）も含めて、障害者の利用に配慮した整備を進めます。
歩道の整備	歩道を整備する際には、適切な幅員の確保など、障害者にやさしい歩行者空間の確保を進めます。
自転車走行空間の形成	障害者等が安全に歩道を通行できるよう、自転車の車道走行を誘導するための路面標示等の整備を進めます。
誘導ブロック等の設置拡大	視覚障害者を安全に誘導するため、歩道への誘導ブロックの敷設を進めます。 また、音声信号機の設置について関係機関との協議を進めます。
路線バスのバリアフリー化の促進	路線バスを利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るとともに、その利用を促進するため、超低床ノンステップバスの導入事業者に対する支援を進めます。
多様な外出支援サービス等の充実	福祉タクシー券の助成、障害者グループ外出支援奉仕員などのボランティアによる外出支援や移動支援事業等のサービスの充実やバリアフリーマップ作成アプリの活用促進などに努めます。

※ 住宅確保要配慮者：低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方

(2) 防災・防犯対策の推進

現状と課題

- 近年では、2024（令和6）年1月1日の能登半島地震や台風や集中豪雨による風水害も頻発するようになっていきます。このような中、災害の際に障害者に対する避難支援の充実が必要となってきております。
- 本市では、障害者等への災害時支援のための避難行動要支援者制度の普及や「水戸市災害時要配慮者安心安全行動マニュアル」の配布・活用などを進めています。また、市内の福祉施設や特別支援学校など47か所を福祉避難所に指定するとともに、災害時に、迅速かつ円滑な連携体制を構築するため、福祉避難所開設訓練等を実施しています。
- 障害者計画策定のためのアンケート結果では、福祉避難所の周知状況は「知らない、聞いたことがない」が53.4%となっていることから、福祉避難所の周知を促進する必要があります。
- 近年では、ニセ電話詐欺（特殊詐欺）などが多発しており、障害者が犯罪に巻き込まれないための配慮や取組が求められています。本市では、2004（平成16）年に「水戸市安全なまちづくり条例」を施行し、地域、事業者、行政等が連携した防犯活動を推進しています。
- 地域の見守り活動を強化するとともに、防犯に関する情報提供の充実を図る必要があります。あわせて、聴覚障害者等の音声による110番通報が困難な人が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報する「110番アプリシステム」の普及を図ることも必要となっています。さらに、障害福祉サービス事業所などにおける犯罪防止に向けた取組も重要となっています。

施策の方向性

- 災害時に障害者が安心して避難できるよう、避難行動要支援者の把握や福祉避難所の周知、水戸市災害時要配慮者安心安全行動マニュアルの普及などに努めます。
- 障害者が犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策の充実を図ります。

主な事業

ア 防災対策の推進

事業名	事業の概要
避難行動要支援者対策の充実	水戸市災害時要配慮者安心安全行動マニュアルを活用しながら、支援対策の充実に努めます。
福祉避難所の周知及び支援体制の充実	福祉避難所の周知徹底に努めるとともに、福祉避難所への誘導・搬送等について施設や関係団体と密接な連携を図りながら、情報連絡手段の整備や訓練等を行います。
緊急時対応体制の整備	緊急通報装置の普及や火災報知器等の維持管理の徹底を図るとともに、聴覚障害者等を対象とした緊急通報システム（NET119）の周知に努めます。

イ 防犯対策の推進

事業名	事業の概要
防犯体制の強化	地域での防犯活動の促進に努めるとともに、警察と連携して「110番アプリシステム」の普及に取り組むなど、犯罪情報の提供体制を強化し障害者が犯罪に巻き込まれない環境づくりを進めます。
障害福祉サービス事業所における防犯対策の促進	障害福祉サービス事業所で安心して生活できるよう、防犯に係る施設整備や職員の対応訓練などを促進します。

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

現状と課題

- 判断力が不十分な場合、消費者被害に遭うリスクが高くなるため、被害を未然に防止し、被害から回復するための取組が必要です。本市では、2014（平成26）年4月に「水戸市消費生活条例」を定めました。消費者の利益の擁護及び増進について、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の責務等を明らかにしています。また、「水戸市消費者教育推進計画」を策定し消費者教育の推進を図っています。
- 消費生活センターでは、消費生活に関する相談など、消費者被害の防止に努めています。
- 障害者の消費者被害の防止に向けて、障害者への教育の推進や養護者に対する啓発活動の充実が必要となっています。また、消費者団体、福祉関係団体、地域での見守り団体等が連携したネットワークの整備等も重要となっています。

施策の方向性

- 障害者の消費者としての利益の擁護・増進を図るため、情報提供や消費者教育を推進します。
- 消費者被害防止のため、各種関係機関との連携強化を図ります。

主な事業

ア 利益の擁護・増進のための情報提供、消費者教育の推進

事業名	事業の概要
情報提供の充実	水戸市消費生活センターでの相談体制を強化するとともに、適切な方法による情報提供を充実します。
消費者教育の推進	「水戸市消費者教育推進計画」に基づき、障害者及び障害者を見守る周囲の方々への消費者教育を推進し、消費者被害の未然防止を図ります。

イ 消費者被害防止のための関係機関との連携強化

事業名	事業の概要
地域見守り・支えあいの推進	水戸市安心・安全見守り隊による見守りをはじめ、消費生活センターや消費者団体、福祉関係団体、法テラス（日本司法支援センター）との連携強化を図るなど、地域における見守りと支えあいの充実に努めます。

基本方針３ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

（１）行政情報のアクセシビリティの向上

現状と課題

- 福祉や医療に関する情報の入手先として、市の広報紙「広報みと」や市のホームページが障害者にとって重要な情報源となっていることから、障害の特性に配慮した行政情報の提供体制の充実が求められています。
- 障害者支援に関する各種制度やサービスについては、その内容が理解できなければ利用できないものが多くあることから、障害の種別に関わらず情報が行き届くよう、各種広報媒体を活用した情報提供の充実が求められています。
- 災害時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害の特性に配慮した多様な伝達手段の確保が求められています。

施策の方向性

- 障害の種別に関わらず情報が行き届くよう、特性に配慮した行政情報の提供に努めます。
- 障害の特性に配慮した災害情報の提供のため、関係機関が連携し多様な伝達手段による情報提供に努めます。

主な事業

ア 特性に配慮した行政情報の提供

事業名	事業の概要
広報紙等による情報提供	「広報みと」や市ホームページ、市社会福祉協議会「みんなのしあわせ」など様々なメディアを通して、障害の特性に配慮した行政情報の提供を進めます。
「障害福祉のしおり」の充実	各種制度の利用促進に向けて、「障害福祉のしおり」の内容充実を図ります。
情報提供体制の充実	市のホームページ等を活用し障害者関連の情報提供を進めます。また、「新聞・テレビ・雑誌」などの多様なメディアを通じた情報提供に努めます。
視覚障害者や聴覚障害者への情報提供の充実	視覚障害者への情報提供を進めるため、「広報みと」の点字版や声の広報の普及とともに、ラジオ番組等の活用を進めます。聴覚障害者には、手話ニュースや字幕放送の利用案内を進めます。

イ 災害発生時における多様な伝達手段の確保

事業名	事業の概要
災害情報の提供	災害時に障害者に対して適切に情報が伝達できるよう，消防機関，茨城県，放送事業者等と連携を図ります。

(2) 意思疎通支援の充実

現状と課題

- 障害者が地域で安心して生活を送るためには、必要な支援を適切に活用することが重要です。そのため、2020（令和2）年5月に障害者情報アクセスビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されるなど、障害者が必要な情報に円滑にアクセスできる体制の充実が求められています。
- 本市では、市役所に来庁する聴覚障害者のために手話通訳者を設置するとともに、ビデオ機能を利用して手話通訳者と通話できる遠隔手話サービスを提供しています。また、聴覚障害者等の電話の利用を円滑化するため、音声会話をオペレーターが手話・文字に通訳する電話リレーサービスが国により全国展開されています。
- 聴覚障害者が通院する時などには、手話通訳者や要約筆記者を派遣するほか、聴覚と視覚の重複障害のある人や言語障害がある人（失語症者）がコミュニケーションを取れるよう、盲ろう者向け通訳や介助員及び失語症者向け意思疎通支援者の派遣を実施しています。さらに、意思疎通支援を行う人材を育成するため、手話奉仕員養成講座等を開催しています。
- 障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保等を通じて意思疎通支援の更なる充実が必要となります。
- 障害者の高齢化が進む中、障害種別や障害特性を考慮しながら、意思疎通がより一層円滑に行えるよう、デジタル機器の利用機会の拡大などを進める必要があります。

施策の方向性

- 市庁舎へ来庁する聴覚障害者に対応するため、手話通訳者の適切な配置を図ります。
- 意思疎通支援事業の充実を目指し、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の養成及び派遣などの事業を推進します。
- 障害者の意思疎通がより一層円滑に行えるよう、デジタルを活用した意思疎通支援手段の普及に努めます。

主な事業

ア 手話通訳者の設置等

事業名	事業の概要
市庁舎への手話通訳者の配置	来庁する聴覚障害者のニーズに対応し、手話通訳者の適切な配置を進めます。

イ 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の養成及び派遣

事業名	事業の概要
意思疎通支援事業等の充実	手話通訳者・要約筆記者派遣事業など障害者の意思疎通に関する事業について、「水戸市障害福祉計画」に基づき、サービスの提供体制の充実に努めます。

ウ デジタルを活用した意思疎通支援手段の活用促進

事業名	事業の概要
デジタルの活用促進	障害者の意思疎通がより円滑になるよう、デジタル機器等の活用を進めます。

基本方針4 保健・医療等の推進

(1) 障害者に係る保健・医療施策の推進

現状と課題

- 障害者計画策定のためのアンケート結果では、障害者の現在の健康状態として、「通院している」が61.7%となっており、障害者が困ったときの相談相手としては、「家族」の77.4%に次いで、「医師、看護師、病院のケースワーカー」が25.7%となっていることから、障害者にとって医療機関は身近な関係となっており、今後も、障害者が安心して医療を受けられるよう、医療福祉や自立支援医療などの給付とともに、障害者へ配慮された医療環境の整備を促進していくことが必要となっております。
- 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現できるよう、医療、障害福祉、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い等が包括的に提供される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。
- 医療は、障害者の心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活又は社会生活を送るために必要であり、負担の軽減を図るため、医療費（自立支援医療費等）の助成や制度の周知を行う必要があります。
- 難病患者に対する医療費の助成を行うとともに、障害福祉サービスの適切な利用を促進することが重要となっています。

施策の方向性

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、精神障害者に対する医療、保健、福祉、サービスの連携強化や市民の理解促進を進めます。
- 障害者が適切に医療を受診できるよう、医療福祉制度などの充実や周知を図ります。
- 難病患者が地域で安心して暮らせるよう、医療費助成制度の周知や障害福祉サービスの適切な利用を促進します。

主な事業

ア 精神保健の充実

事業名	事業の概要
地域で生活する精神障害者等に対する相談支援体制の構築	地域で生活する精神障害者に対し、医療や福祉等の多職種による訪問支援活動の充実を図ります。
こころの健康づくりの推進	市保健所の精神保健相談（医師）やこころの健康相談（保健師、公認心理師）などの相談事業の充実を図ります、
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	医療機関や福祉、介護事業者、企業、自治会、NPOなど多様な関係機関の連携強化を図ります。

イ 保健・医療の充実

事業名	事業の概要
医療費負担の軽減	障害者が安心して医療を受けられるよう、医療福祉費支給制度（マル福制度）、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）難病医療費助成制度、小児慢性特定疾病医療費助成制度等の医療費公費負担制度の周知及び利用促進に努めます。
口腔の健康の保持・増進	定期的に歯科検診を受けることができない障害者に対する歯科疾患の予防や口腔の健康の保持・増進に取り組みます。

ウ 難病患者等に対する保健・医療の推進

事業名	事業の概要
医療費の負担軽減	難病医療費助成制度、小児慢性特定疾患医療助成制度等の医療費公費負担制度の周知及び利用促進に努めます。
障害者総合支援法に基づく支援の推進	障害福祉サービス等の普及・啓発に努め、利用促進を図ります。
難病患者支援の充実	難病患者見舞金事業の周知に努めるとともに、様々な角度から効果的な支援やサービスの在り方を検討します。

(2) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

現状と課題

- こども発達支援センター「すくすく・みと」では、専門職との相談をはじめ1歳からの療育，年中・年長児の療育指導教室，障害児福祉サービスに関する情報提供など継続的な支援を行っており，妊娠期から出産，乳児，未就学児，小中学生といった切れ目のない支援を通じて，障害の早期発見・早期療育に努めております。
- 水戸市保健所において特定健診，特定保健指導を実施するとともに，18歳から39歳を対象とした生活習慣病予防健診やがん検診を実施しております。
- 障害の原因となる疾病の予防を促進するため，障害者が健（検）診を受けやすいような環境を整備するなど，生活習慣病予防健診などの受診率が向上する取組が必要となっております。

施策の方向性

- 障害の早期発見と早期の発達支援のため，妊娠期から乳児，未就学児，小中学生にいたる切れ目のない支援を充実します。
- 障害の原因となる疾病等の予防・治療に向け，障害者への合理的配慮のある受診環境の整備に努めます。

主な事業

ア 障害の早期発見と早期の発達支援

事業名	事業の概要
早期発見・療育の推進	妊娠期から乳児，未就学児，小中学生に対する健診や保健指導により，障害の早期発見と治療，療育を図ります。

イ 生活習慣病の予防

事業名	事業の概要
健康診査の充実	生活習慣病予防のため，各種健（検）診の充実を図ります。
健康診査等への合理的配慮	障害者が健診等を受診しやすくなるよう，医療機関への合理的配慮の提供に関する周知・啓発に努めます。
身体障害者健康診査事業	常時車いすを使用している18歳以上40歳未満の重度身体障害者に対して，身体障害者健康診査事業を進めます。
健康教育・相談の充実	関係機関と連携を強化し，障害者等を対象とした健康教育，健康相談の充実を図ります。

基本方針5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 意思決定支援の推進

現状と課題

- 障害者が望む暮らしを実現できるよう、自ら意思を決定することが困難な障害者に対して、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定支援を行うことが重要となっております。
- 障害者が障害福祉サービス等を適切に利用するために、相談支援専門員等に意思決定支援ガイドラインの周知を図ることなどにより、意思決定の支援に配慮することが求められています。
- 判断能力が不十分な知的障害その他の精神上の障害のある方等の権利や財産を守っていくため、家族や関係機関、地域の支援者に対し、成年後見制度を含めた権利擁護の取組について普及・啓発するとともに相談窓口の周知を図っていく必要があります。
- 安心して制度を利用できるよう、親族後見人への助言や相談支援等に取り組んでいくとともに、市長申立ての適切な実施及び申立て費用や後見人等に対する報酬助成の拡充などへの取組を推進する必要があります。
- 障害者計画策定のためのアンケート結果では、成年後見制度について「名前も知っているし、内容もわかる」は27.0%と少なくなっており、今後、制度の普及や利用促進に向けた取組が求められています。

施策の方向性

- 自ら意思を決定することに支援が必要な障害者の自己決定を尊重するため、意思決定ガイドラインの普及を図ります。
- 成年後見制度の利用を促進するため、「水戸市成年後見制度利用促進基本計画」を推進します。

主な事業

ア 意思決定ガイドラインの普及

事業名	事業の概要
意思決定支援ガイドラインの普及	自ら意思を決定することに支援が必要な障害者が、障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、相談支援専門員等に意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

イ 成年後見制度の利用促進〔再掲 1-(1)〕

事業名	事業の概要
水戸市成年後見制度利用促進基本計画の推進	水戸市社会福祉協議会の権利擁護サポートセンターとの連携により，成年後見制度の普及・啓発や利用に向けた相談，市民後見人の育成，法人後見人の支援，日常生活自立支援事業等の充実を図ります。

(2) 相談支援体制の構築

現状と課題

- 障害者が自らの意思決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制づくりが求められています。
- 障害者に関する相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能を有する水戸市基幹相談支援センターを2か所設置しており、障害者やその家族、関係機関からの幅広い相談に応じています。
- 相談支援を円滑に実施するために、相談支援の従事者は障害福祉サービスに関する情報だけでなく、地域のインフォーマルサービスに関する情報を把握しておく必要があります。
- 相談支援の従事者が、複雑化・複合化したケースにも対応できるよう、従事者を支援する取組が必要です。
- 市が委嘱した身体障害者相談員や知的障害者相談員が、民間の協力者として、障害者や家族からの様々な相談に応じています。
- ヤングケアラーをはじめとする障害者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐことが重要となります。
- 発達障害者やその家族に対して、県発達障害者支援センターと連携した地域生活支援体制の充実が求められています。

施策の方向性

- 障害者の相談体制の充実を目指し、基幹相談支援センターを中核とした多様な相談支援体制の整備を図ります。
- 発達障害者の支援充実を図るため、県発達障害者支援センターと連携を進めます。

主な事業

ア 基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の充実

事業名	事業の概要
基幹相談支援センターの充実	地域の相談機関の中核機能を担うため、基幹相談支援センターの周知や機能強化、関係機関との連携強化を図ります。
地域生活支援事業による相談の充実	地域生活支援拠点や地域活動支援センター等での相談体制の充実、ピアカウンセリングなど、多様な相談事業について、「水戸市障害福祉計画」に基づき、サービスの提供体制の充実に努めます。
地域自立支援協議会の活性化	障害者の相談支援体制の整備に向けて、地域自立支援協議会の活性化を図ります。

事業名	事業の概要
計画相談支援・児童相談支援の充実	相談支援事業者の確保・育成を図り、障害者が計画相談や児童相談支援を利用しやすい環境づくりに努めます。また、「水戸市障害福祉計画」に基づき、サービスの内容や提供体制の充実に努めます。
身近な相談体制の充実	障害福祉課窓口をはじめとして、高齢者支援センターや保健所などの行政機関における相談体制を強化するとともに、身体障害者相談員や知的障害者相談員などの活動促進を図ります。
ヤングケアラーへの支援	市の相談窓口（子育て支援課）や県の教育委員会の子どもホットラインなどの周知に努めます。

イ 発達障害者支援センター等との連携による支援

事業名	事業の概要
発達障害者への支援	県発達障害者支援センターと連携し、相談支援やペアレントメンターの養成に対する支援の充実を進めます。

(3) 在宅サービス等の充実

現状と課題

- 障害者が地域で自立した生活を送るためには、個々の障害の特性や希望に沿った障害福祉サービスを提供することが必要となります。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画によりサービス量を適切に見込み、各サービスを適切に供給することが重要となります。
- 地域で生活する障害者のニーズは多様であるため、それらのニーズに可能な限り対応できるよう、地域生活支援事業の更なる充実が必要となります。
- 障害者の高齢化や障害の重度化、「親なき後」に備えるべく、地域の様々なサービスや社会資源を活用することにより、障害者の地域における生活を支援する体制である「地域生活支援拠点等」を整備し、機能を充実させることが求められています。
- 障害者が住み慣れた地域で自立して生活するためには、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活をするグループホームの整備を促進する必要があります。

施策の方向性

- 障害者が地域で自立した生活を支援するため、在宅サービス等の充実を図ります。
- 障害者が様々な支援を利用しながら地域で安心して暮らしていけるよう、きめ細かなサービスの提供や地域生活支援事業の充実を図ります。

主な事業

ア 在宅サービス等の充実

事業名	事業の概要
介護給付サービスの充実	「居宅介護」，「重度訪問介護」，「同行援護」，「行動援護」などについて，「水戸市障害福祉計画」に基づき，サービスの提供体制の確保に努めます。
訓練等給付サービス等の充実	「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」，「就労継続支援」などについて，「水戸市障害福祉計画」に基づき，サービスの提供体制の確保に努めます。
適切な補装具の交付・修理	障害者の日常生活の向上を図るため，障害の種別，程度に合わせた適切な補装具の交付・修理に努めます。

イ 地域生活支援事業の充実

事業名	事業の概要
地域生活支援事業の充実	「移動支援事業」，「日常生活用具給付事業」や「日中一時支援事業」などについて，「水戸市障害福祉計画」に基づき，サービスの内容や提供体制の充実に努めます。
その他のサービスの活用	障害者の生活に必要なサービスについては，関係各課や市社会福祉協議会等と連携を図りながら，有効に活用を促進します。

ウ 地域生活支援拠点等の機能の充実

事業名	事業の概要
地域生活支援拠点の充実	入所等から地域生活への移行や「親なき(亡き)あと」の地域生活継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整え，障害者の生活を地域全体で支えるシステムの実現に向けて，地域生活支援拠点の整備と活用に努めます。
グループホームの整備促進〔再掲〕	地域生活への移行を促進するため，「水戸市障害福祉計画」に基づき，グループホームの整備促進，充実に努めます。

(4) 障害児に対する支援の充実

現状と課題

- 障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化、障害児保育を担当する職員の確保及び専門性向上を図るための研修の実施など、保育所における障害児の受け入れ体制の強化が必要となります。
- こども発達支援センター「すくすく・みと」において、主に就学前の障害児の療育や相談等を行っており、妊娠期から出産、乳児、1～2歳児、未就学児、小中学生といった切れ目のない支援を通じて、障害の早期発見・早期療育に努めております。
- 障害児が発達段階に応じた支援を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援サービス等の提供体制を確保する必要があります。
- 障害児が保育所や幼稚園を利用しやすくなるよう、保育所等訪問支援の活用を進める上で、関係機関の受け入れ体制づくりに向けたサービス内容の周知等が課題となっております。
- 人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引など医療行為が必要な医療的ケア児について、2021（令和3）年9月に「医療的ケア児支援法」が施行され、医療的ケア児に対する保育や教育、相談支援、日常生活の支援などの充実が求められています。
- 医療的ケア児の家族との懇談会においては、医療と連携した福祉サービスの充実や、安心して緊急時にも利用できる短期入所施設の確保、介護者の日常的な負担の軽減など、多様な意見が出されました。今後は、関係機関との連携強化を図るとともに、医療的ケア児が安心して暮らせるよう、制度やサービスの充実に努めていくことが大切です。

施策の方向性

- 障害児の保育の充実を図るため、障害児を受け入れる保育所の機能強化を図ります。
- 発達障害等の早期発見と療育を目指し、健診や療育体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児が安心して暮らせる地域づくりを目指し、制度やサービスの充実に努めます。

主な事業

ア 障害児を受け入れる保育所の機能強化

事業名	事業の概要
幼稚園、認定こども園、保育所等における障害児保育の推進	市立幼稚園、認定こども園及び保育所で障害児を受け入れるための支援員等の配置を進めるとともに、集団保育が可能な軽・中程度の障害児を受け入れる民間保育所等に対する支援を行います。 また、多様な障害に対応するために職員の研修を進めるなど受け入れ体制の充実に努めます。
保育所等訪問支援事業	障害児の保育の充実を図るため、保育所等訪問支援事業の活用を進めます。

イ 発達障害の早期発見・早期支援

事業名	事業の概要
乳幼児健診とフォロー体制の充実	乳幼児健康診査において、保健師や心理相談員等による相談支援を実施し、発達に遅れがあると思われる乳幼児の早期発見に努めるとともに、医療機関及び関係機関等と連携し、乳幼児が健やかに成長できるよう、継続的な支援の充実を図ります。 また、こども発達支援センターにおいて、発達障害児への対応等について学ぶ機会を提供するなど、こどもの発達に心配のある保護者を支援します。
療育体制の強化	こども発達支援センター「すくすく・みと」と保健所、医療機関、障害児施設、幼稚園、教育委員会、認定こども園、保育所等との連携を強化し、総合的な観点から相談・指導を行います。 特に、幼稚園や保育所における職員の研修を進め、系統的な療育指導を行えるような体制の強化を図るとともに、巡回支援専門員による支援の充実を図ります。
療育指導教室「幼児のことは・こころの教室」の充実	ことばの遅れがある、集団での活動に難しさがあるなど、発達に不安のあるこどもに対する療育指導の充実を図ります。

ウ 障害児通所支援の充実

事業名	事業の概要
障害児通所支援サービスの充実	児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、「水戸市障害児福祉計画」を策定・見直ししながら、サービスの内容や提供体制の充実に努めます。
障害児相談支援の充実	障害児相談支援事業者の確保・育成を図り、障害児の保護者が障害児相談支援を利用しやすい環境づくりに努めます。また、「水戸市障害児福祉計画」を策定・見直ししながら、提供体制の充実に努めます。

エ 医療的ケア児に対する支援の充実

事業名	事業の概要
医療的ケア児に対する支援	医療的ケア児に対する相談や情報提供や助言、地域における包括的な支援が適切に受けられるよう、関係機関の連携を強化します。

(5) 障害福祉サービスの質の向上

現状と課題

- 障害福祉サービスは、障害者が地域で安心して暮らしていくために必要不可欠であり、障害福祉サービスの質の維持・向上が大切になっています。
- 障害福祉サービス等の事業者は、第三者評価や障害福祉サービス等の情報公開制度を活用することにより、サービスの質の確保に努めることとされています。
- 本市は、障害福祉サービス等の事業者に対する運営指導を通し、障害福祉サービス等の運営の適正化に努めています。
- 本市では、障害福祉サービス費等の請求内容について、茨城県国民健康保険団体連合会における障害者自立支援審査支払等システムでの審査に加え、独自に詳細な分析が可能となるシステムを導入し、給付の適正化に努めています。
- 障害福祉サービスの質の一層の向上を目指し、従業員の待遇改善や研修の充実、人材の確保などに努めていく必要があります。

施策の方向性

- 長時間のサービスが必要な重度訪問介護などに対応するため、サービスの提供体制の充実に図ります。
- 自ら意思を決定することに支援が必要な障害者の自己決定を尊重するため、意思決定ガイドラインの普及を図ります。
- 福祉サービスの質の向上を目指し、事業者や従業員への研修や指導を充実します。
- 福祉サービス従業員の確保や育成を図るため、従業員の処遇改善や就業機会の拡大等を促します。

主な事業

ア 福祉サービスの適切な提供

事業名	事業の概要
必要な福祉サービスの適切な提供	長時間のサービスが必要となる重度訪問介護や相談支援が円滑に実施できるよう、「水戸市障害福祉計画」に基づき、サービスの提供体制の確保に努めます。

イ 意思決定ガイドラインの普及〔再掲5-(1)〕

事業名	事業の概要
意思決定支援ガイドラインの普及	自ら意思を決定することに支援が必要な障害者が、障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、相談支援専門員等に意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

ウ 事業者・従業者に対する助言・指導

事業名	事業の概要
事業者・従業者に対する助言・指導	障害福祉サービスの事業者や従業者が、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行えるよう、研修や助言・指導を行います。
評価制度等の活用	障害福祉サービスの事業所による自己評価や外部評価など、サービスの質の向上に向けた取組を促進します。

エ 人材の育成・確保

事業名	事業の概要
処遇の改善	障害福祉サービスの事業者に対し、労働法規の遵守を徹底するとともに、サービス従業者の処遇改善や職場環境の改善を促します。
福祉人材の確保	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の福祉専門職の養成や確保に努めます。
リハビリ人材の確保	理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、公認心理師等のリハビリテーションに従事する人材の確保に努めます。
主任相談支援専門員の確保	相談支援の質の向上を図るため、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の確保に努めます。

基本方針6 教育の振興

(1) インクルーシブ教育の推進

現状と課題

- 本市では、インクルーシブ教育※の理念を踏まえて、障害児が自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人一人の「生きる力」を培う教育の充実を図るため、各学校や関係機関等との連携による切れ目ない支援を行い、学びの連続性を大切にした教育を進めています。
- インクルーシブ教育の推進に努めるとともに、教育活動全体を通じた障害に対する理解の促進を図ることが求められています。
- 学校における障害児に対する合理的配慮の提供を行うことが、重要な課題となっています。

施策の方向性

- インクルーシブ教育を推進し、障害や障害者への理解促進を図ります。
- インクルーシブ教育を推進するため、学校における合理的配慮の提供に努めます。

主な事業

ア 教育活動を通じた障害に対する理解の促進

事業名	事業の概要
インクルーシブ教育の推進	インクルーシブ教育の理念を踏まえて、障害児が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人一人の「生きる力」を培う教育の充実を図ります。
学校における福祉教育の充実	小・中一貫教育の視点から福祉教育の充実を図ります。 また、疑似体験講座などを通じて福祉を学ぶ機会の拡充に努めます。
障害児との交流の推進	特別支援学校との連携を図り、児童生徒と障害児との交流の機会を提供します。
交流教育の推進	障害児の集団参加能力等を高めるため、障害のないこどもとの交流教育を推進します。

※ インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のあるものと障害のないものが共に学ぶ仕組みとされている。

イ 障害のある幼児，児童，生徒への合理的配慮の提供

事業名	事業の概要
合理的配慮の提供	学びの場において，情報保障やコミュニケーションの方法への配慮を進めるなど，合理的配慮を提供します。
就学相談体制の充実	障害児の就学や進学などに関し，関係機関が連携し，どこでも相談に応じることができる体制の強化に努めます。
障害児の教育体制の充実	個別の教育支援計画や指導計画に基づき，特別支援教育支援員の配置など教育的支援や体制の充実を図ります。
医療的ケア児への支援	医療的ケア児が他の児童等と共に学ぶ機会を確保するため，支援体制の整備に向けた取組を進めます。

(2) 教育環境の整備

現状と課題

- 市内の小・中学校に配置されている特別支援学級は、毎年増加し、在籍する児童・生徒の数も増加しています。障害児が、障害の状態や発達段階等に応じ、適切な教育が受けられる支援が重要です。
- 発達障害の診断を受けるこどもが増えていることから、教職員も発達障害等に関する理解が必要です。研修を通して、教職員の認識を深めるとともに、特別支援学校のセンター的機能の活用など教育機関の一層の連携が重要となっています。
- 障害児が、支障なく学校生活を送れるよう、スロープや階段の手すりなど、学校施設のバリアフリー化が求められています。
- 「読書バリアフリー法」(2019年6月施行)に基づき、図書館等において障害者の読書環境の整備を推進することが求められています。

施策の方向性

- 学校における特別支援教育の体制を整備するため、特別支援教育支援員の配置や教職員への研修等の充実を図ります。
- 障害児が支障なく学校生活を送れるよう、学校施設のバリアフリー化を進めます。
- 視覚障害者等の読書環境の整備のため、図書館における障害者等への配慮を進めます。

主な事業

ア 特別支援教育の体制整備

事業名	事業の概要
支援員の配置	特別支援教育支援員を配置し、障害児の指導体制を強化します。
障害児に対する支援体制の強化	障害児が、適切な教育を受けることができるよう、通級指導教室や特別支援学級の支援体制を強化します。
教職員研修の充実	軽度発達障害も含めて多様な障害に対する理解を進め、適切な指導が行われるよう、教職員の研修に努めます。
特別支援学校との連携	障害児が、障害の種別や程度に応じて専門的体制のもとに教育を受けることができるよう、特別支援学校等との連携を図ります。

イ 学校施設のバリアフリー化の推進

事業名	事業の概要
学校施設の整備	障害児が、支障なく学校生活を送れるよう、スロープや階段の手すり、多機能トイレなどの設置を進めます。さらに、校舎の長寿命化改良などにあわせエレベーターの設置を進めます。

ウ 読書活動の推進

事業名	事業の概要
図書館の読書環境の整備	障害者の読書活動を推進するため、図書館において、点字図書やデージー図書、字幕付き視聴覚資料などの充実を図ります。また、音声読書器や拡大読書器、デージー図書※再生機等の整備・更新を行います。

※ デイジー図書：Digital Accessible Information Systemの略。「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。視覚障害等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発された。

基本方針 7 雇用・就業，経済的自立の支援

（１）障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

現状と課題

- 障害者の就労は，経済的自立，社会参加，生きがいづくり及び障害者への市民の理解促進などへ繋がることから，多様な就業の機会を確保することが求められています。
- 重度障害者等の就業を促進するため，就業に係る介助等の支援が重要となります。
- 障害者が地域で自立した生活を送るためには，経済的な基盤が重要ですが，2021（令和3）年の茨城県の就労継続支援B型事業の平均工賃月額が15,201円にとどまっており，工賃の向上は切実な課題となっています。
- 2019（令和元）年6月には障害者雇用促進法が改正され，国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されました。本市では，2022（令和4）年に障害者活躍推進計画を策定し，障害者の市雇用を推進するとともに，障害者が働きやすい職場づくりを進めています。
- 障害者優先調達推進法が施行され，障害者就労施設等における受注の確保のための取組の推進が必要となります。

施策の方向性

- 障害者の就労環境の充実を目指し，関係機関の連携を強化し総合的な支援を推進します。
- 市障害者活躍推進計画に基づき，市役所において障害者が働きやすい環境づくりを進めます。
- 障害者就労支援施設等への市業務の適切な発注を行うため，障害者優先調達推進法に基づく本市の調達方針を着実に実行します。

主な事業

ア 総合的な就労支援

事業名	事業の概要
就労定着支援，就労継続 A 型，B 型の充実	就労定着支援，就労継続支援については，「水戸市障害福祉計画」に基づき，サービスの内容や提供体制の充実に努めます。
就労移行支援事業の支援体制の強化	福祉施設から一般就労への移行を促進するため，就労移行支援事業の支援体制の強化に努めるとともに，利用促進を図ります。
障害者就業・生活支援センターの充実	水戸地区障害者就業・生活支援センターにおける相談事業の活用を促進します。 また，ジョブコーチ派遣体制の充実に努めます。
重度障害者等就労支援特別事業の推進	重度障害者等の通勤及び職場等における支援を行い，重度障害者等の就労機会の拡大を図ります。

イ 市における障害者雇用の推進

事業名	事業の概要
市障害者活躍推進計画の推進	障害者活躍推進計画に基づき市役所の障害者雇用率の向上，募集・採用における平等取扱い原則や合理的配慮の推進などを進めます。

ウ 障害者就労施設等からの物品・サービスの優先調達の推進

事業名	事業の概要
市の調達方針の実行	障害者優先調達推進法に基づき，市の調達方針を策定するとともに，障害者就労支援施設等からの物品の調達等の推進を図ります。
障害者の工賃拡大に向けた取組の推進	企業と障害福祉サービス事業所等の受発注をコーディネートする，水戸市障害者共同受発注センターの活用を図ります。 また，授産製品の開発や販路拡大を図るなど，障害者の工賃拡大に向けた取組を推進します。

(2) 経済的自立の支援

現状と課題

- 障害者が地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現するために、雇用や就業の促進とともに、福祉施策との適切な組み合わせが重要になります。
- 水戸市障害者計画（第4次）策定のためのアンケート結果では、介護する上での悩みや問題について、「経済的な負担が大きい」が19.8%となっています。年金や諸手当支給や各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービスの利用者負担の無料化などの各種支援制度を活用し、障害者の経済的な自立を支援することが大切です。また、受給資格を有する障害者が、制度への理解が不十分であることにより、障害年金を受け取れないことがないよう、制度の周知を進めることが必要となります。
- 「障害福祉のしおり」を作成し、各制度の普及や周知に努めるとともに、市施設の利用料の減免措置の充実を検討していく必要があります。

施策の方向性

- 障害者の生活安定のため、各種手当や減免制度の周知を図ります。
- 障害者が市の施設を利用しやすいよう、市施設の障害者の利用料の減免を充実します。

主な事業

ア 福祉手当の支給等

事業名	事業の概要
生活安定のための施策の推進	障害者の生活の安定を図るため、各種手当、減免措置、生活福祉資金貸付制度等各種制度等に関する情報の周知を行うとともに、利用促進を図ります。

イ 市の施設の利用料等の減免

事業名	事業の概要
利用料の減免	障害者による市施設の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえ利用料等に対する減免を行います。

基本方針 8 芸術文化活動・スポーツ等の促進

(1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

現状と課題

- 障害者による芸術文化活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、芸術文化活動を通じて障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、「障害者芸術文化推進法」が2018（平成30）年6月に施行されるなど、障害者の社会参加と生きがいづくりを支援することは重要な課題となっています。
- 本市では、障害者が自ら芸術文化活動へ参加できる機会の充実を目指し、福祉分野と連携した芸術文化活動の振興を図っており、障害者教養文化体育施設「水戸サン・アビリティーズ」は、障害者の教養文化の向上や、健康及び福祉の増進を図る施設として、活動の場を提供しています。
- 障害者の体力増強、交流、余暇活動等を促進するため、レクリエーション活動の充実が必要となります。

施策の方向性

- 障害の有無にかかわらず芸術文化活動を行うことのできる環境づくりを進めます。
- 障害者の体力増強や交流活動のため、レクリエーション活動の充実を図ります。

主な事業

ア 障害の有無にかかわらず芸術文化活動を行うことのできる環境づくり

事業名	事業の概要
障害者の参加促進	芸術文化活動への障害者の参加を促進するため、介助者や手話通訳者等の配置を通して、障害者の芸術文化活動への参加を支援します。
多様な芸術文化活動の推進	障害者の社会参加の促進を目指し、多様な芸術文化体験の機会の提供、活動支援などに努めます。
移動支援	障害者が余暇活動等に参加するための外出を支援する移動支援事業について、「水戸市障害福祉計画」に基づき、サービスの内容や提供体制の充実に努めます。
水戸サン・アビリティーズにおける事業の充実	「水戸サン・アビリティーズ」において障害者向けの各種講座や教室などの事業の充実を図ります。

イ 体力増強，交流等に資するレクリエーション活動の推進

事業名	事業の概要
レクリエーション活動の推進	障害者団体等が主催する交流事業やレクリエーション活動に対する助成等を行うほか，レクリエーション活動を推進します。

(2) スポーツに親しめる環境の充実

現状と課題

- 障害者の体力増進や余暇活動の充実等のため、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツに親しめる機会の創出や、障害者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備など、障害者のスポーツへの参加を促進することが求められています。
- 本市では、障害者がスポーツを楽しむきっかけとして、障害者スポーツ教室を開催するとともに、水戸市障害者スポーツ・レクリエーション大会を開催するなど、障害者のスポーツの普及と社会参加の促進に努めてきました。
- 身体障害者がスポーツをする際の支援として、陸上競技レース用車椅子などスポーツ仕様補装具購入費への補助を行っています。
- 障害者が地域においてスポーツに親しむため、障害者のニーズに応じたスポーツに関する人材の育成が重要になっております。

施策の方向性

- 障害者がスポーツに親しめる機会の創出や施設の整備など、障害者のスポーツへの参加を促進します。
- 障害者のニーズに応じたスポーツに関する人材の育成を図ります。

主な事業

ア スポーツに親しむ機会の創出と環境の整備

事業名	事業の概要
スポーツ活動の推進	多様なスポーツ体験の機会の提供や水戸市パラスポーツ・レクリエーション大会の開催を通して、障害者のスポーツ活動を推進します
身体障害者スポーツ仕様補装具購入に対する支援	スポーツ仕様補装具を購入した身体障害者に対して補助を行い、障害者のスポーツへの参加を促進します。
スポーツ施設の整備・改善	スポーツ施設の整備に当たっては、デザインやサイン（標識）も含めて、障害者の利用に配慮した整備を進めます。

イ スポーツに関する人材の育成

事業名	事業の概要
人材の育成	障害者のニーズに応じたスポーツに関する人材の育成を図ります。

第5章 推進体制と進管理

Ⅰ 推進体制

本計画を推進するに当たっては、市関係各課や市社会福祉協議会はもとより、民間事業者、市民活動団体、関係機関等の関係者が相互に連携を図りながら、効果的に施策や事業を推進することとします。本市は、都市としての事務権限が強化される中核市であり、市の業務も広がったことから、障害者施策の一層の充実に努めていきます。

また、「水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会」においては、障害者等の相談支援、就労支援、社会参加、こどもの発達支援など重要なテーマごとに最新の社会情勢や地域の動向を踏まえ、適切な施策や事業のあり方について検討していくこととします。

（１）水戸市社会福祉協議会との連携

市社会福祉協議会は、地域福祉の担い手として住民参加の福祉活動において重要な役割を果たしてきました。直接的な福祉サービスについては、民間事業者からの新規参入が進んできたため、福祉サービス提供主体としての役割ばかりでなく、地域の資源や人材を活用したネットワークづくりにも大きな役割が期待されています。

また、水戸市社会福祉事業団との合併により、民間事業者では取組にくい障害福祉サービスを実施しています。障害福祉に関する専門的なスキルを持った人材が豊富であることから、今後の障害者のケアマネジメントや福祉・保健・医療をはじめとした様々な社会資源の連携を推進する上で重要な役割を担うものと期待されます。

さらに、「水戸市基幹相談支援センター」の運営を委託しており、基幹相談支援センター運営業務と地域生活支援拠点等に係るコーディネート業務を担っています。

今後とも、市社会福祉協議会との連携を強化し、障害者の相談支援機能や権利擁護事業、ボランティアの育成をはじめとして地域資源を活用するためにネットワーク体制の充実に図ります。

（２）民間事業者との連携

今後も障害者の増加が見込まれるとともに、施設や病院を退所・退院して在宅で過ごす障害者が増えていくことが見込まれます。福祉サービスの向上、生活介護や就労支援等の日中活動の場の確保、グループホーム等の設置、相談支援の充実等について、民間事業者との連携強化に努めます。また、本市の障害福祉サービス等が一層充実したものになるよう、事業者間の連携を促進します。

(3) 市民活動団体との連携

ボランティアはこれまでも福祉活動の重要な担い手となってきました。また、障害福祉サービス事業所の運営主体について規制緩和が進み、NPOによる参入も相次いでいます。

障害者が地域で暮らしていくためには、様々な支援が必要となります。新しい公共の担い手となるボランティア団体・NPO等の市民活動団体と行政が連携し、それぞれの専門性を生かしながら協働により、障害者の地域生活支援の充実を図ります。

(4) 関係機関等との連携

地域での生活を希望する障害者が安心して生活していくためには、様々な社会資源を有効に活用することが重要です。そのために、県、医療機関、企業団体、教育機関など関係機関が情報を交換し、意思疎通を図る必要があります。

本市では水戸市地域自立支援協議会を設立し、障害福祉サービス事業者間における共通理解の促進に努めています。今後とも様々な困難を抱えた障害者を支援するために、課題に応じて専門家の参加・協力や支援員同士の協議や研究の機会を提供しながら連携を図ります。

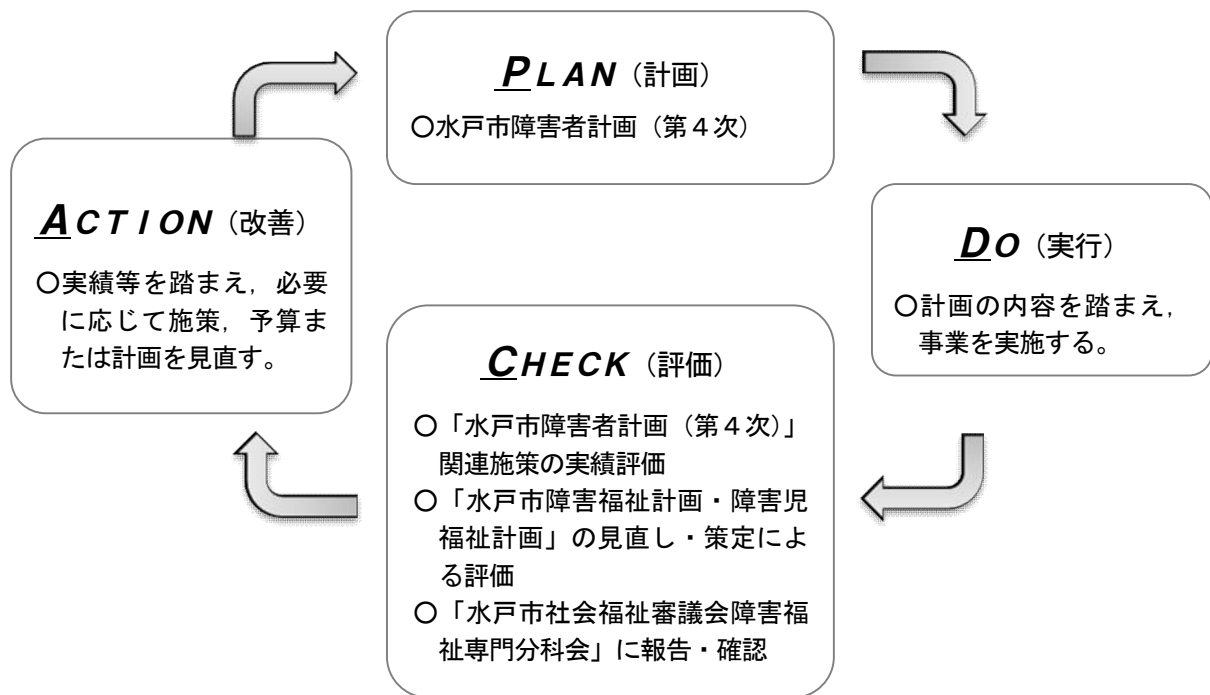
2 進行管理

本計画の推進に当たっては、Plan（計画の策定・見直し）、Do（施策の実施・運用）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクルの手法に基づき進行管理を行います。

本計画関連施策については個別に評価を行うとともに、障害福祉サービス等や地域生活支援事業については、3年を一期とする「水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定・見直しを通じて、事業の成果や将来の見込み量を評価・計画していくこととします。

計画の点検・評価に当たっては、保健、医療、福祉、雇用の関係機関や専門家、学識経験者で構成する水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会において、本計画の進捗状況の確認を行うものとします。

■ 図5-1 計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



付 属 資 料

I 近年の法律等の整備

施行年月	法律名等(通称)	概 要
2014年（平成26年） 2月	「障害者の権利に関する条約」の効力発効	○障害者の権利の実現のための措置等について定める条約
2016年（平成28年） 4月	障害者差別解消法	○「障害を理由とする差別」の禁止 ○差別の具体的な内容を示す「対応要領」・「対応指針」の作成
	障害者雇用促進法改正	○雇用の分野における障害を理由とした差別の禁止 ○精神障害者の雇用促進
2016年（平成28年） 5月	成年後見制度利用促進法	○成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に実施
2018年（平成30年） 3月	国 障害者基本計画（第4次）の策定	
2018年（平成30年） 4月	障害者総合支援法及び児童福祉法改正	○自立生活援助の創設、就労定着支援の創設 ○高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ○医療的ケアを要する障害児に対する支援（平成28年6月施行）
2018年（平成30年） 6月	障害者芸術文化推進法	○障害者による芸術文化活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 ○障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進
2019年（令和元年） 6月	読書バリアフリー法	○視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
2020年（令和2年） 4月	障害者雇用促進法改正	○障害者の活躍の場の拡大 ○障害者の雇用状況についての的確な把握等
2021年（令和3年） 9月	医療的ケア児支援法	○医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ○個々の状況に応じ、切れ目ない支援 ○医療的ケア児と保護者の意思を尊重した支援
2022年（令和4年） 5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	○障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
2023年（令和5年） 3月	国 障害者基本計画（第5次）の策定	
2024年（令和6年）	改正児童福祉法	○障害児入所施設の22歳までの入所継続可能 ○児童発達支援の類型一元化
	障害者総合支援法等一部改正	○地域生活の支援体制の充実 ○多様な就労ニーズに対する支援
	改正障害者差別解消法	○事業者による合理的配慮提供の義務化

2 策定の経過

年月日	内 容
2023年6月20日	令和5年度水戸市障害者計画庁内検討委員会設置
2023年7月11日	令和5年度第1回水戸市障害者計画庁内検討委員会開催 ・水戸市障害者計画（第4次）策定基本方針（案）について検討
2023年7月25日	政策会議開催 ・水戸市障害者計画（第4次）策定基本方針（案）について審議
2023年8月29日	令和5年度第1回水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会開催 ・水戸市障害者計画（第4次）策定基本方針について協議
2023年9月28日	障害者団体ヒアリングの実施
2023年11月7日 ～2024年1月9日	水戸市障害者計画（第4次）策定のためのアンケート実施
2024年1月30日	令和5年度第2回水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会開催 ・水戸市障害者計画（第4次）（案）について協議
2024年10月21日	令和6年度水戸市障害者計画庁内検討委員会設置
2024年10月24日	令和6年度第1回水戸市障害者計画庁内検討委員会開催 ・水戸市障害者計画（第4次）（案）について検討
2024年10月30日	令和6年度第1回水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会開催 ・水戸市障害者計画（第4次）（案）について協議
2024年11月5日	政策会議開催 ・水戸市障害者計画（第4次）（案）について審議
2024年 11月14日～12月13日	水戸市障害者計画（第4次）（案）の公表 （計2人の方から意見を受理）
2024年12月17日	令和6年度第2回水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会開催 ・水戸市障害者計画（第4次）（案）について協議
2024年12月26日	庁議開催 ・水戸市障害者計画（第4次）（案）について審議
2024年12月26日	水戸市障害者計画（第4次）策定

3 水戸市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき設置する水戸市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項その他の児童福祉に関する事項
- (3) 精神障害者の福祉に関する事項

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、25人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法第9条第1項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第5条 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員の互選により置く副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 特別の事項について議事を開き、決議を行う場合における臨時委員に関する前2項の規定の適用については、当該臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 法第11条及び第12条の規定に基づき、審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項

- (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
 - 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に、専門分科会長及び専門分科会副会長を置く。
 - 4 専門分科会長及び専門分科会副会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、専門分科会の運営については、前条の規定を準用する。
 - 5 専門分科会の決議（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会にあつては、重要又は異例な事項に関する決議を除く。）は、これをもって審議会の決議とする。
- （審査部会）

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させる。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 3 部会長及び副部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、審査部会の運営については、第6条の規定を準用する。
 - 4 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、福祉部において行う。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

「以下削除」

4 水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会委員名簿

(敬称略 順不同)

団 体 名	役 職	氏 名	
水戸市市議会	文教福祉委員会	中 庭 由美子	
水戸市市議会	文教福祉委員会	マーサー川 又	
水戸市社会福祉協議会	常務理事	小 泉 直 紀	令和6年3月31日まで
		大 内 康 弘	令和6年4月1日から
水戸市障害者（児）福祉団体連合会	会 長	兼 清 紀 郎	
水戸市医師会	会 長	細 田 弥太郎	
水戸公共職業安定所	就職促進指導官	渡 邊 朋 子	
茨城県福祉相談センター	障害者相談支援課長	黒 子 紀 明	
茨城県精神保健福祉センター	次 長	小松崎 直 人	
茨城県立水戸高等特別支援学校	教 頭	高 橋 弘 明	令和6年3月31日まで
		佐 藤 典 子	令和6年4月1日から
茨城県社会福祉事業団・福祉サポートセンターあすなろ	所 長	栗 林 雅 人	
水戸市社会福祉協議会・水戸市身体障害者生活支援施設いこい	施設長	浅 野 郁 郎	
水戸市ボランティア連絡協議会	会 長	谷 萩 美智子	令和6年3月31日まで
	副会長	檜 山 孝	令和6年4月1日から
水戸市民生委員児童委員連合協議会	副会長	奥 田 俊 裕	
水戸市住みよいまちづくり推進協議会	副会長	宮 部 永 一	
茨城県建築士会県央支部	支部長	高 槻 一 雄	
自立支援センター・ライフサポート水戸	会 員	桐 原 宣 幸	
茨城県社会福祉士会	会 員	武 田 登美枝	
茨城県地方自治研究センター	研究員	有 賀 絵 理	
公募委員		渡 辺 修 宏	
公募委員		鍵 久美子	

5 水戸市障害者計画庁内検討委員会設置要項

令和5年度

(設置)

第1条 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「計画」という。）の策定を総合的かつ効果的に推進するため、水戸市障害者計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する

- (1) 計画の策定に係る調査及び検討に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、福祉部長をもって充てる。
- 3 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

政策企画課長、交通政策課長、行政経営課長、財政課長、防災・危機管理課長、生活安全課長、文化交流課長、スポーツ課長、福祉総務課長、生活福祉課長、高齢福祉課長、福祉指導課長、介護保険課長、こども政策課長、子育て支援課長、地域保健課長、保健予防課長、国保年金課長、商工課長、建設計画課長、都市計画課長、建築指導課長、住宅政策課長、消防救助課長、教育企画課長、教育研究課長、選挙管理委員会事務局長

(委員長)

第4条 委員長は、必要に応じて庁内検討委員会を招集し、庁内検討委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 庁内検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内検討委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和5年6月20日から施行する。

(失効)

- 2 この要項は、計画が策定された日の翌日に、その効力を失う。

令和6年度

(設置)

第1条 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「計画」という。）の策定を総合的かつ効果的に推進するため、水戸市障害者計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する

- (1) 計画の策定に係る調査及び検討に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、福祉部長をもって充てる。

3 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

政策企画課長、交通政策課長、みとの魅力発信課長、行政経営課長、人事課長、財政課長、市民生活課長、防災・危機管理課長、生活安全課長、文化交流課長、スポーツ課長、体育施設整備課長、福祉総務課長、高齢福祉課長、福祉指導課長、子育て支援課長、幼児保育課長、健康づくり課長、国保年金課長、建設計画課長、住宅政策課長、消防救助課長、学校施設課長、生涯学習課長、中央図書館長、教育研究課長、選挙管理委員会事務局長

(委員長)

第4条 委員長は、必要に応じて庁内検討委員会を招集し、庁内検討委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 庁内検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内検討委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和6年10月21日から施行する。

(失効)

- 2 この要項は、計画が策定された日の翌日に、その効力を失う。

6 水戸市障害者計画庁内検討委員会委員名簿

令和5年度

	所 属	役 職 名	氏 名
委 員 長	福 祉 部	部 長	小 林 秀一郎
委 員	政 策 企 画 課	課 長	宮 川 孝 光
〃	交 通 政 策 課	課 長	川 上 悟
〃	行 政 経 営 課	参事兼課長	熊 田 泰 瑞
〃	財 政 課	課 長	佐 藤 直 明
〃	防災・危機管理課	参事兼課長	鬼 澤 英 一
〃	生 活 安 全 課	課 長	砂 川 和 敏
〃	文 化 交 流 課	課 長	上 原 純 大
〃	ス ポ ー ツ 課	課 長	田 沢 春 彦
〃	福 祉 総 務 課	課 長	櫻 井 学
〃	生 活 福 祉 課	課 長	國 井 敦 男
〃	高 齢 福 祉 課	課 長	小 林 かおり
〃	福 祉 指 導 課	参事兼課長	平 澤 健 一
〃	介 護 保 険 課	課 長	高 橋 慎 一
〃	こ ども 政 策 課	課 長	深 谷 貴 美
〃	子 育 て 支 援 課	参事兼課長	大久保 克 哉
〃	地 域 保 健 課	課 長	堀 江 博 之
〃	保 健 予 防 課	課 長	大 関 要 之
〃	国 保 年 金 課	課 長	関 根 豊
〃	商 工 課	課 長	楢 崎 芳 明
〃	建 設 計 画 課	技監兼課長	上 田 航
〃	都 市 計 画 課	課 長	平 澤 俊 之
〃	建 築 指 導 課	課 長	井 原 孝 志
〃	住 宅 政 策 課	課 長	潮 田 修 一
〃	消 防 救 助 課	課 長	高 畠 和 巳
〃	教 育 企 画 課	参事兼課長	菊 池 浩 康
〃	教 育 研 究 課	課 長	安 田 理 恵
〃	選挙管理委員会事務局	事 務 局 長	外 岡 淳 一

令和6年度

	所 属	役 職 名	氏 名
委 員 長	福 祉 部	部 長	小 林 秀一郎
委 員	政 策 企 画 課	課 長	宮 川 孝 光
〃	交 通 政 策 課	課 長	川 上 悟
〃	みとの魅力発信課	課 長	櫻 井 学
〃	行 政 経 営 課	参事兼課長	熊 田 泰 瑞
〃	人 事 課	課 長	成 田 幸 人
〃	財 政 課	課 長	佐 藤 直 明
〃	市 民 生 活 課	参事兼課長	白 石 嘉 亮
〃	防災・危機管理課	参事兼課長	鬼 澤 英 一
〃	生 活 安 全 課	課 長	砂 川 和 敏
〃	文 化 交 流 課	課 長	上 原 純 大
〃	ス ポ ー ツ 課	課 長	田 沢 春 彦
〃	体育施設整備課	課 長	讃 井 正 俊
〃	福 祉 総 務 課	課 長	石 丸 美 佳
〃	高 齢 福 祉 課	課 長	美齊津 諭 代
〃	福 祉 指 導 課	参事兼課長	平 澤 健 一
〃	子 育 て 支 援 課	課 長	太 田 礼 子
〃	幼 児 保 育 課	課 長	松 本 崇
〃	健 康 づ く り 課	課 長	堀 江 博 之
〃	国 保 年 金 課	課 長	関 根 豊
〃	建 設 計 画 課	技監兼課長	上 田 航
〃	住 宅 政 策 課	課 長	潮 田 修 一
〃	消 防 救 助 課	課 長	東 野 晋 也
〃	学 校 施 設 課	技監兼課長	和 田 英 嗣
〃	生 涯 学 習 課	参事兼課長	林 栄 一
〃	中 央 図 書 館	館 長	堀野辺 直
〃	教 育 研 究 課	課 長	安 田 理 恵
〃	選挙管理委員会事務局	事 務 局 長	外 岡 淳 一

7 水戸市障害者計画（第4次）策定のためのアンケート

（1）調査概要

障害者の生活状況や介護の様子、また、障害者を取り巻く環境についての様々な意見、要望等を把握し、本計画策定の基礎資料とするために実施しました。

■ 調査方法

区分	対象	配布数	実施方法等
①障害者調査	手帳所持者等 （抽出）	2,500	郵送配布 郵送回収またはインターネットによる回答
②一般調査	18歳以上の市民 （抽出）	1,300	郵送配布 郵送回収またはインターネットによる回答
③サービス事業所職員調査	事業所職員	100	自立支援協議会を通じた配布 郵送回収またはインターネットによる回答
④サービス事業者調査	サービス事業者	158	郵送配布 郵送回収またはインターネットによる回答

調査期間：2023（令和5）年11月7日～2024（令和6）年1月9日

■ 回収結果

区分	配布数	回収数	回収率
①障害者調査	2,500	1,380	55.2%
②一般調査	1,300	525	40.4%
③サービス事業所職員調査	100	35	35.0%
④サービス事業者調査	158	91	57.6%

■ 調査の内容

区分	内容
①障害者調査	障害の内容、相談や情報、日中活動、障害福祉サービス等、健康や医療、住まい、外出や余暇活動、防災、成年後見制度、福祉のまちづくり、同居家族の状況（家族による回答）
②一般調査	障害者福祉への関心、障害のある方などにやさしいまちづくり
③サービス事業所職員調査	障害者福祉施策のあり方について
④サービス事業者調査	サービスの内容、サービスの現状と評価、サービス提供の方向性

(2) 調査結果の概要

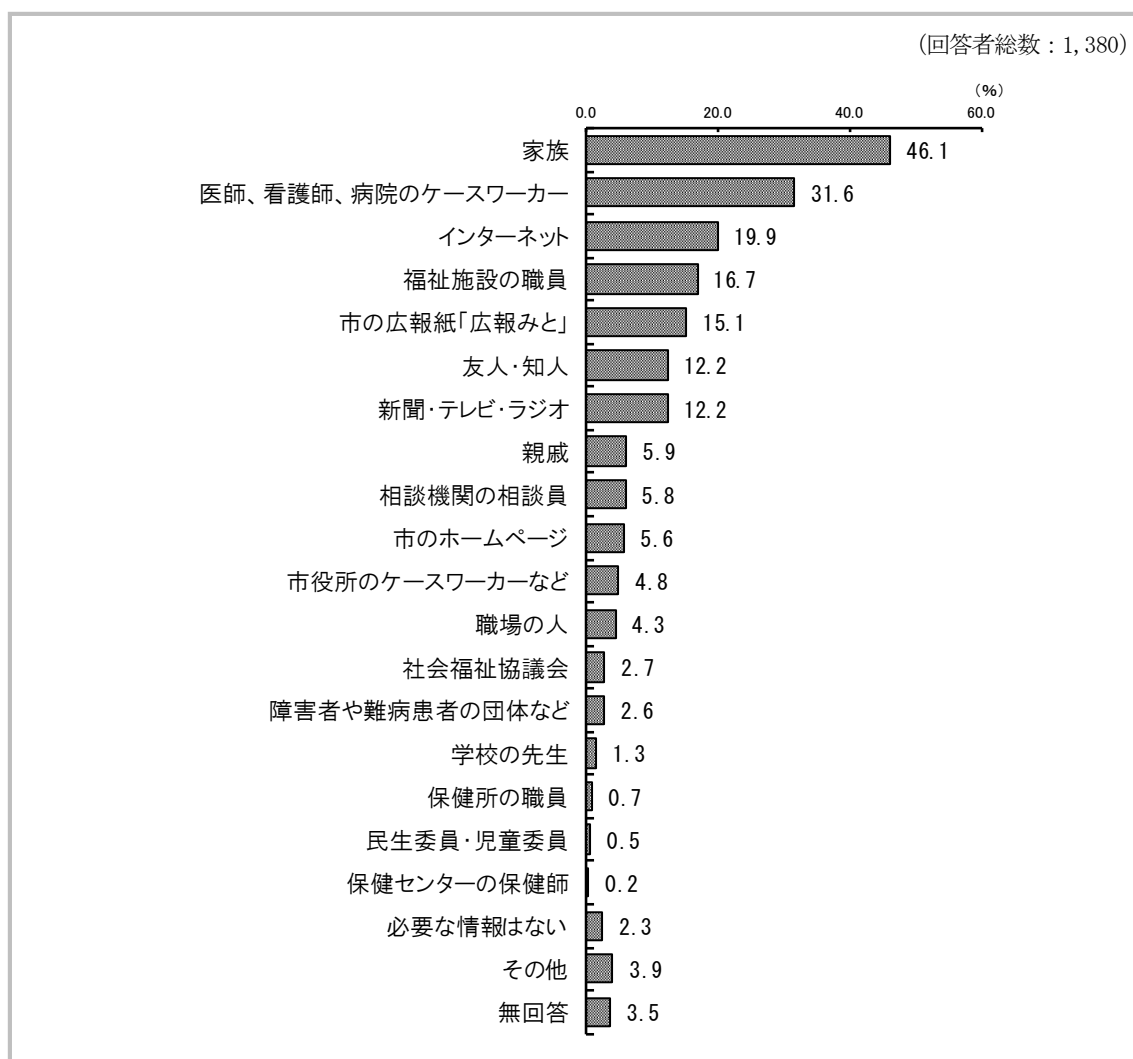
調査結果の一部を抜粋して掲載します。

①障害者調査

1) 福祉や医療の情報源

○福祉や医療の情報源については、「家族」が46.1%で最も多く、次に「医師、看護師、病院のケースワーカー」が31.6%、「インターネット」が19.9%、「福祉施設の職員」が16.7%、「市の広報紙「広報みと」」が15.1%となっています。

■ 福祉や医療の情報源 [障害者調査]

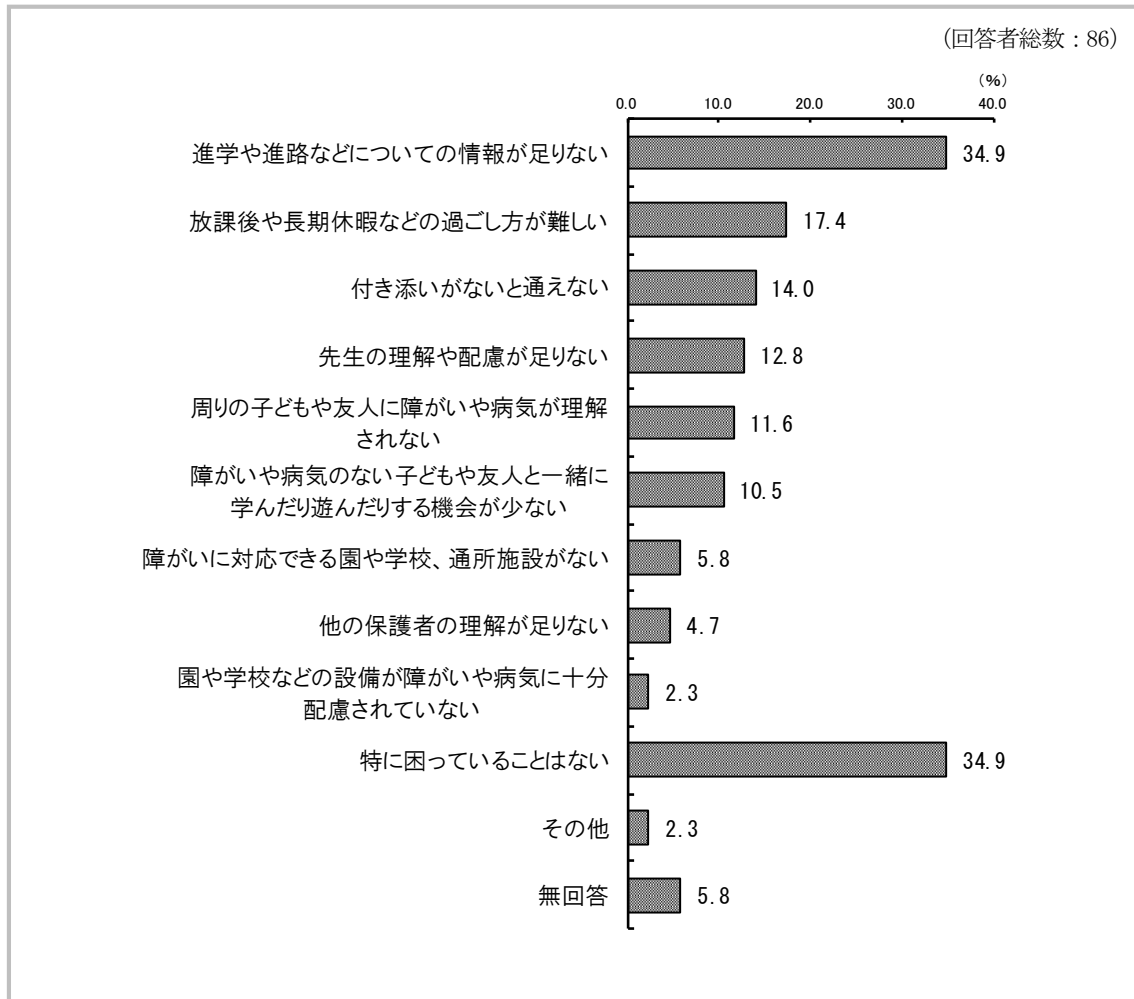


2) 通園や通学のことで困ることについて

○通園・通学している人に、通園や通学のことで困ることをたずねたところ、「進学や進路などについての情報が足りない」が34.9%で最も多く、次に「放課後や長期休暇などの過ごし方が難しい」が17.4%、「付き添いがないと通えない」が14.0%となっています。

○一方、「特に困っていることはない」は34.9%となっています。

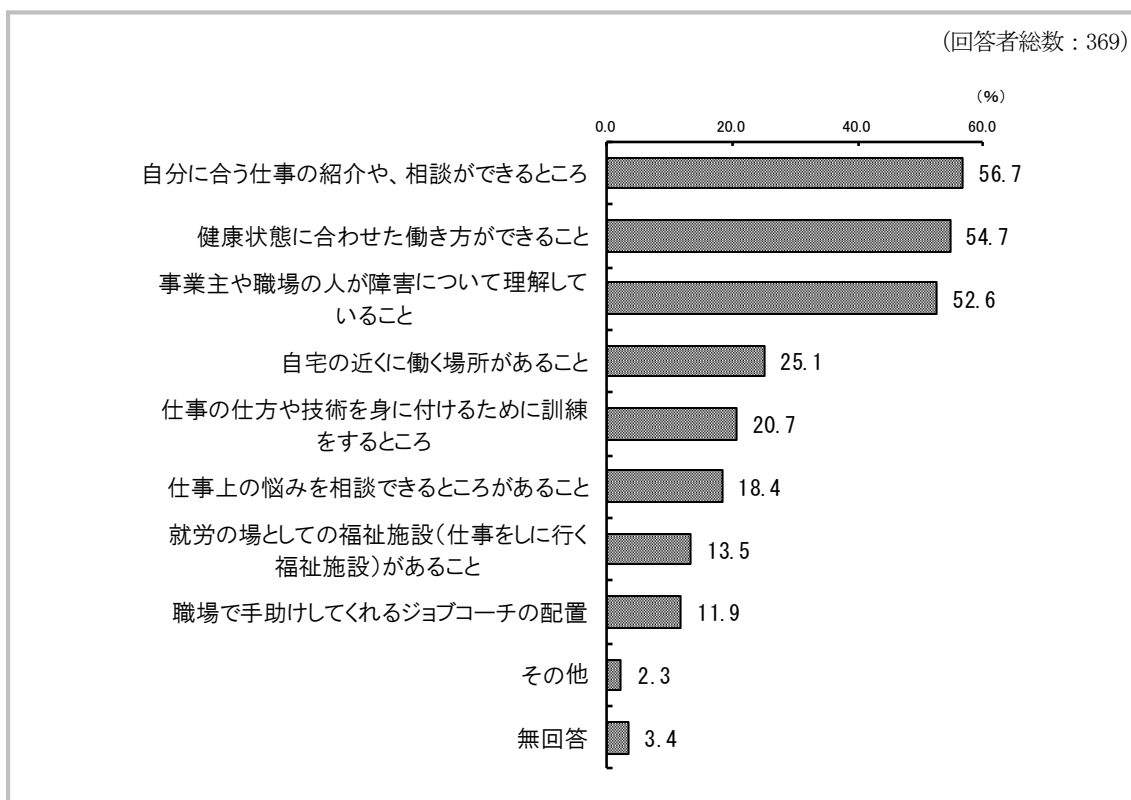
■ 通園や通学のことで困ることについて [障害者調査]



3) 障害のある方が働くために必要なこと

○現在働いている人に、障害のある方が働くために必要なことについてたずねたところ、「自分に合う仕事の紹介や、相談ができるところ」が56.7%で最も多く、次に「健康状態に合わせた働き方ができること」が54.7%、「事業主や職場の人が障害について理解していること」が52.6%となっています。

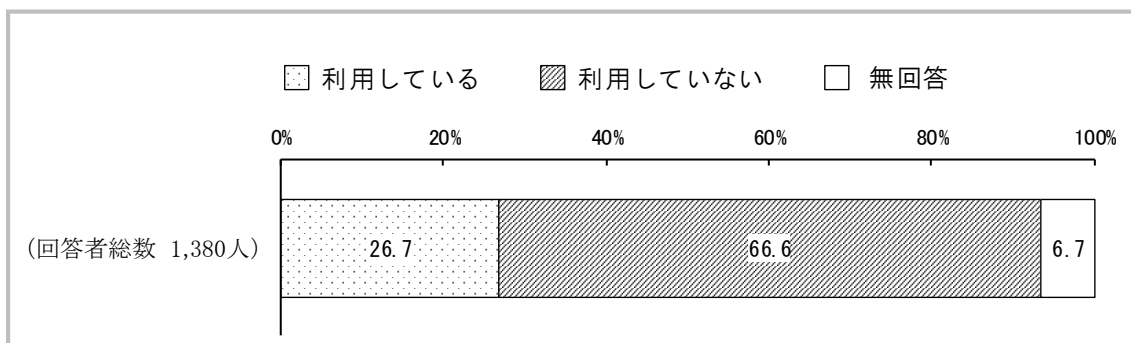
■ 障害のある方が働くために必要なこと [障害者調査]



4) 障害福祉サービス等の利用状況

○障害福祉サービスや障害児通所支援を利用しているかについては、「利用している」が26.7%、「利用していない」が66.6%となっています。

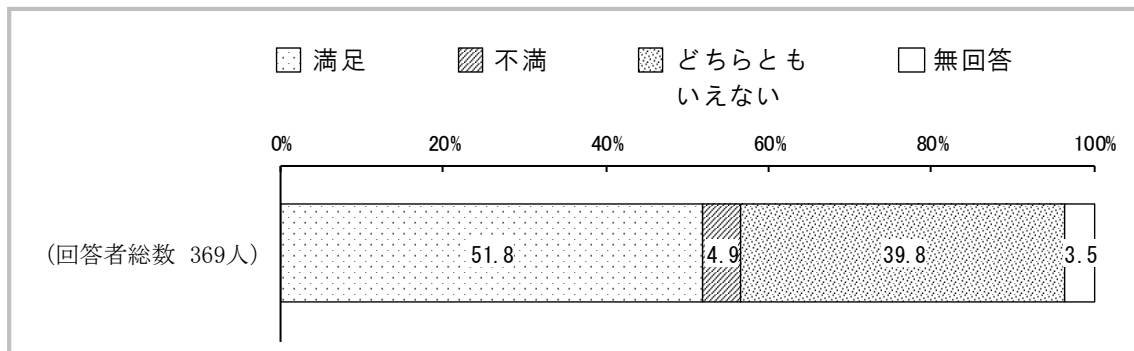
■ 障害福祉サービス等の利用状況 [障害者調査]



5) サービス全体の満足度

○障害福祉サービス等を利用している人に、全体としてサービス等に満足しているかについてたずねたところ、「満足」が51.8%、「不満」が4.9%、「どちらともいえない」が39.8%となっています。

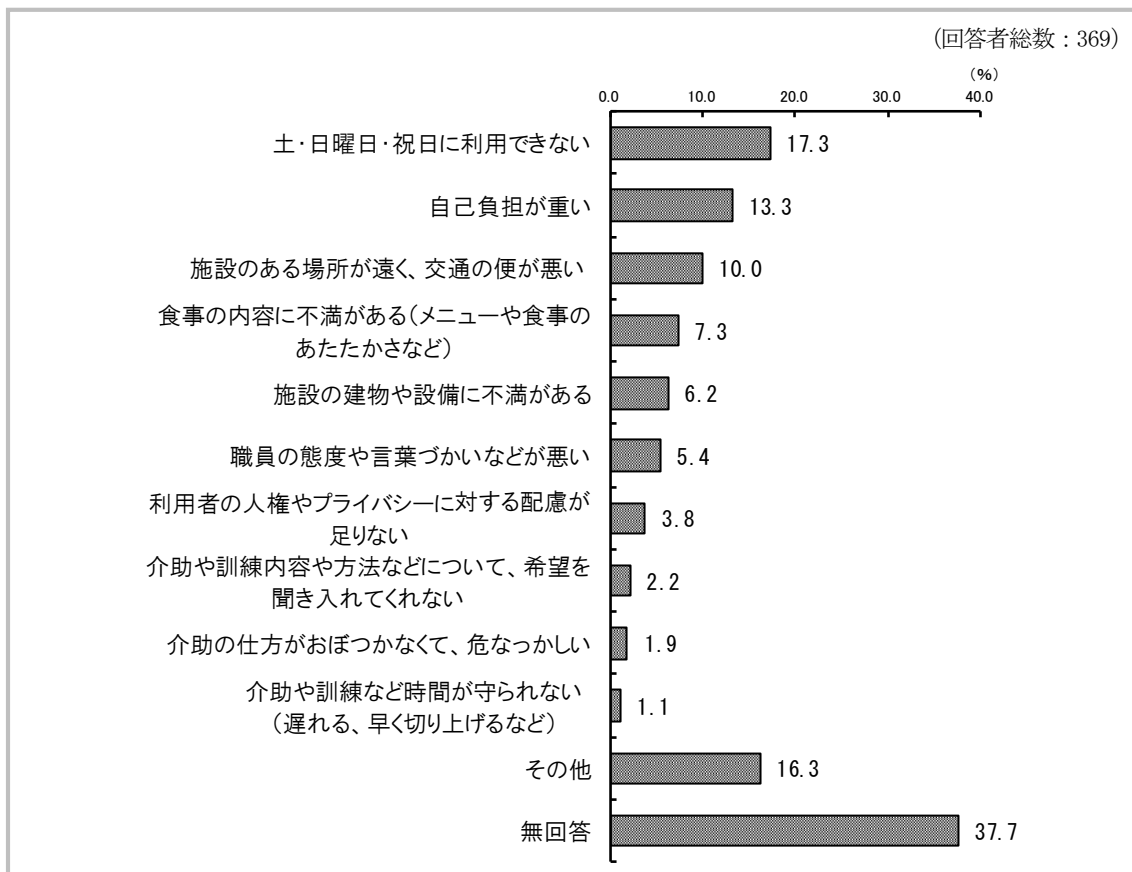
■ サービス全体の満足度 [障害者調査]



6) 障害福祉サービス等に不満とを感じる点

○障害福祉サービス等を利用している人に、不満とを感じる点についてたずねたところ、「土・日曜日・祝日に利用できない」が17.3%で最も多く、次に「自己負担が重い」が13.3%、「施設のある場所が遠く、交通の便が悪い」が10.0%となっています。

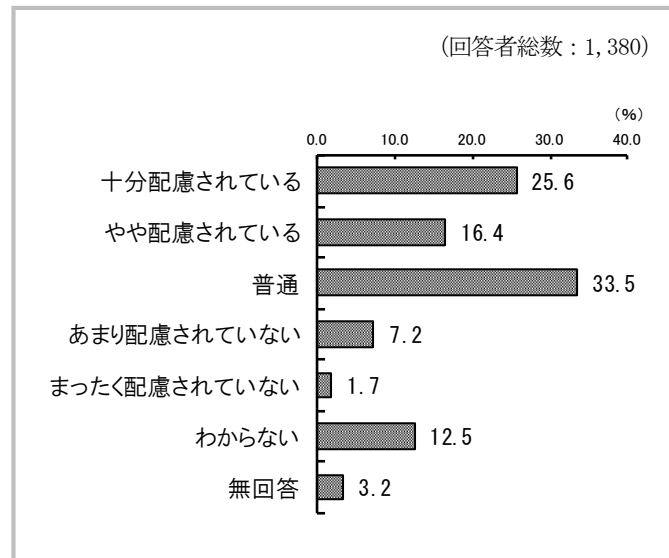
■ 不満とを感じる点 [障害者調査]



7) 医療機関での障害の配慮の有無

- 利用している医療機関で、障害がある方への工夫や配慮がされているかについては、「十分配慮されている」が25.6%、「やや配慮されている」が16.4%で、配慮されているという割合は、約4割となっています。
- また、「普通」は33.5%、「あまり配慮されていない」は7.2%、「まったく配慮されていない」は1.7%、「まったく配慮されていない」は1.7%となっています。

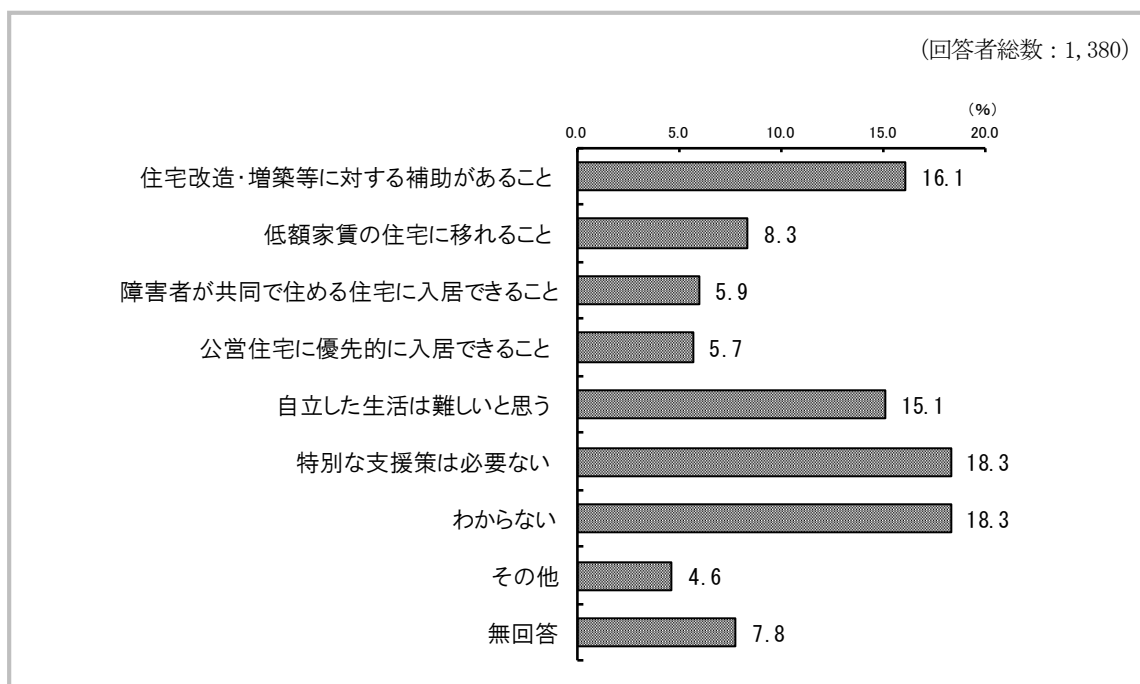
■ 医療機関での障害の配慮の有無 [障害者調査]



8) 住宅についての支援策

- 自立した生活を送るために、住宅についてどんな支援策があるとよいかについては、「住宅改造・増築等に対する補助があること」が16.1%で最も多く、次に「低額家賃の住宅に移れること」が8.3%、「障害者が共同で住める住宅に入居できること」が5.9%となっています。
- 一方、「自立した生活は難しいと思う」は15.1%、「特別な支援策は必要ない」は18.3%となっています。

■ 住宅についての支援策 [障害者調査]

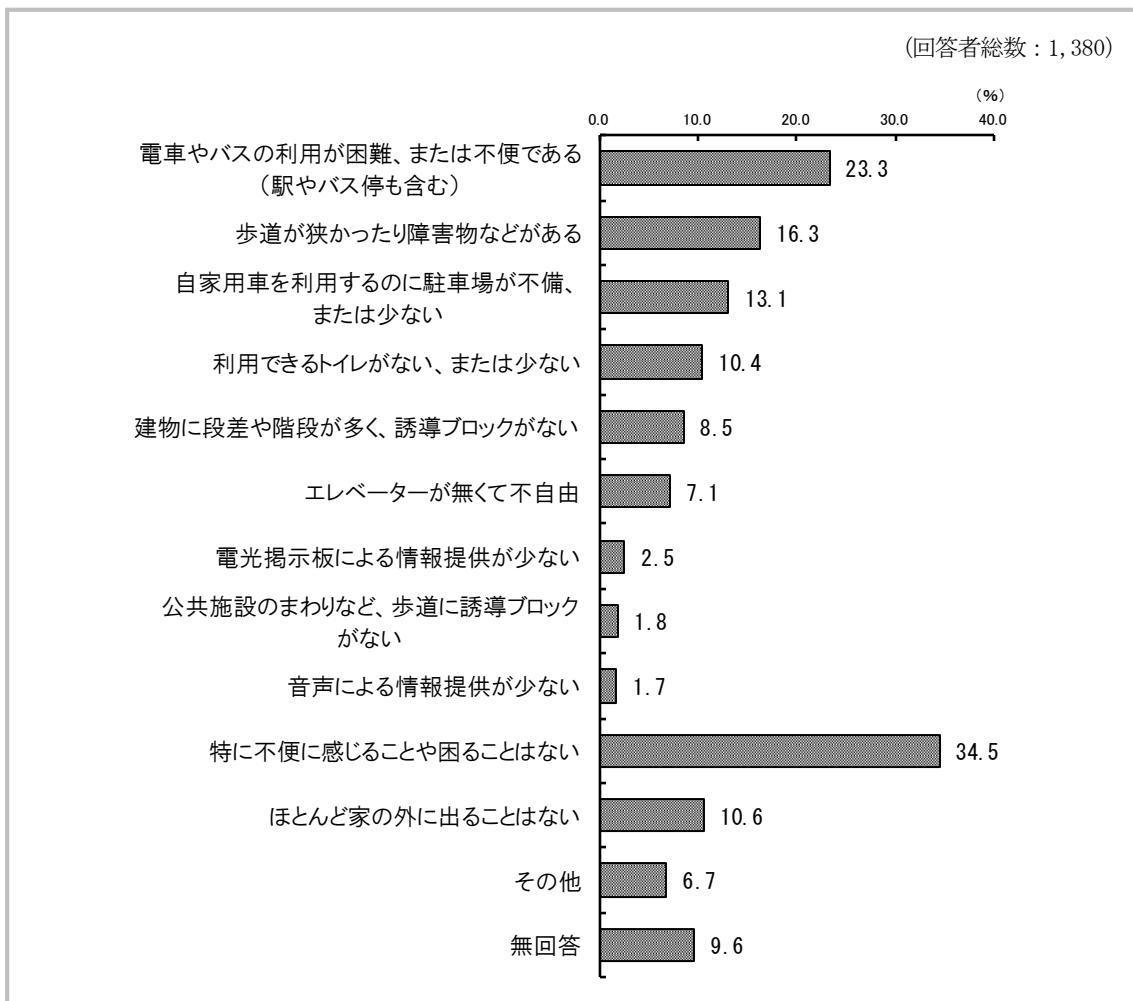


9) 通勤・通学や外出時に困ること

○通勤・通学や外出時に、交通機関や道路、建物等の利用で不便に感じたり困ったりすることについては、「電車やバスの利用が困難、または不便である（駅やバス停も含む）」が23.3%で最も多く、次に「歩道が狭かったり障害物などがある」が16.3%、「自家用車を利用するのに駐車場が不備、または少ない」が13.1%となっています。

○一方、「特に不便に感じることや困ることはない」は34.5%となっています。

■ 通勤・通学や外出時に困ること〔障害者調査〕

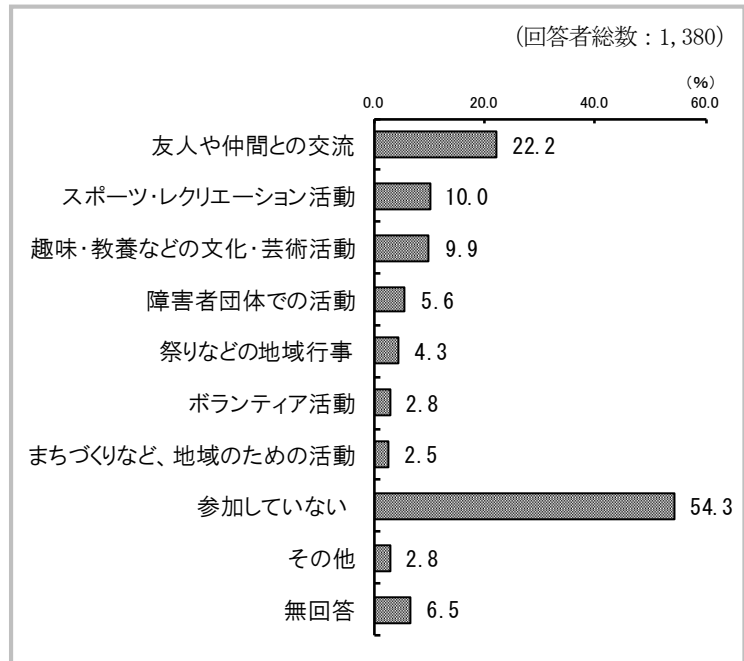


10) 余暇・社会活動の参加状況

○友人や仲間とともに余暇・社会活動の参加状況については、「友人や仲間との交流」が22.2%で最も多く、次に「スポーツ・レクリエーション活動」が10.0%、「趣味・教養などの芸術文化活動」が9.9%となっています。

○一方、「参加していない」は54.3%となっています。

■ 余暇・社会活動の参加状況 [障害者調査]

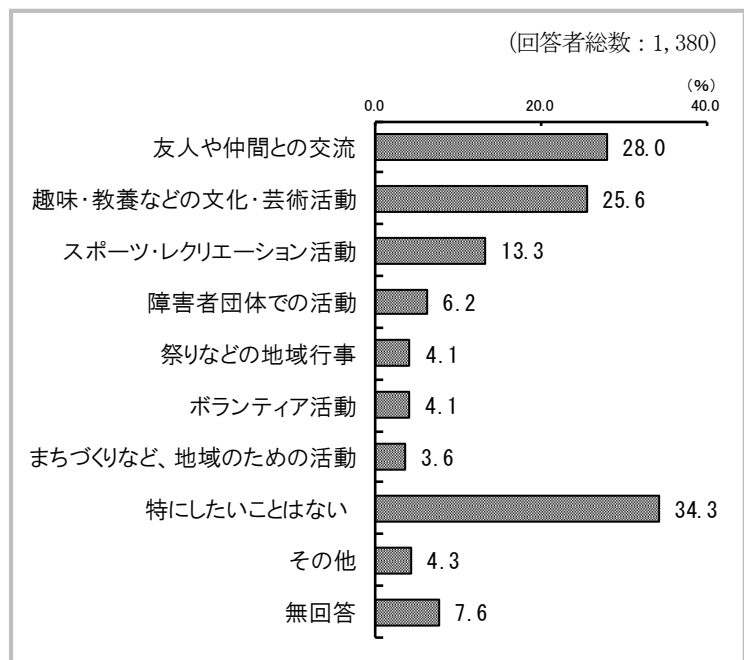


11) 今後の生活で充実させたい活動

○今後の生活の中で充実させたい活動については、「友人や仲間との交流」が28.0%で最も多く、次に「趣味・教養などの芸術文化活動」が25.6%、「スポーツ・レクリエーション活動」が13.3%となっています。

○一方、「特にしたいことはない」は34.3%となっています。

■ 今後の生活で充実させたい活動 [障害者調査]

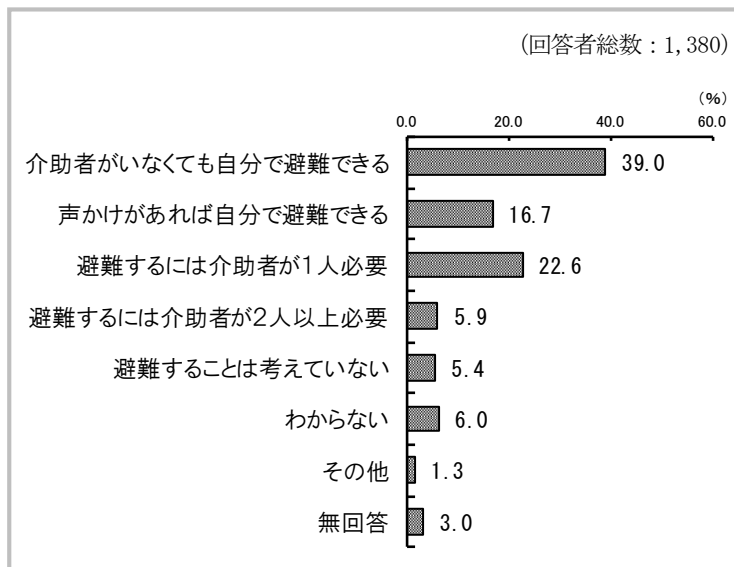


12) 災害時の避難

○災害時に介助者がいなくても避難できるかについては、「介助者がいなくても自分で避難できる」が39.0%となっています。

○一方、「声かけがあれば自分で避難できる」は16.7%、「避難するには介助者が1人必要」は22.6%となっています。

■ 災害時の避難 [障害者調査]

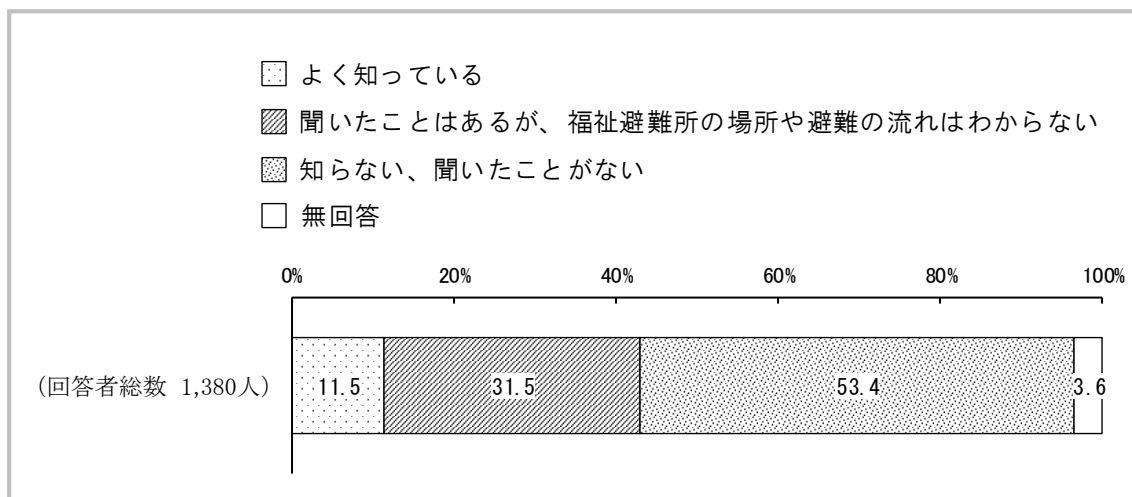


13) 福祉避難所の認知度

○特別な配慮を必要とする高齢者や障害者のための二次的な避難所である福祉避難所について知っているかについては、「よく知っている」が11.5%、「聞いたことはあるが、福祉避難所の場所や避難の流れはわからない」が31.5%となっています。

○一方、「知らない、聞いたことがない」は53.4%となっています。

■ 福祉避難所の認知度 [障害者調査]

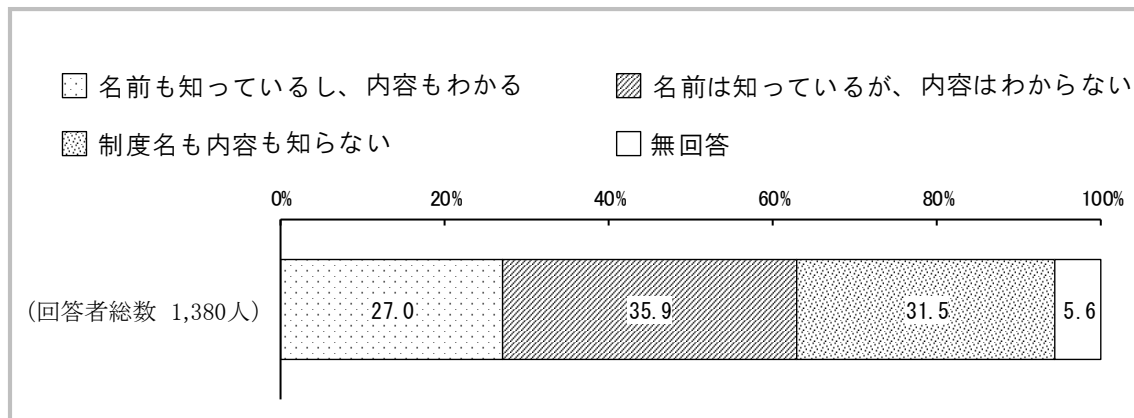


14) 成年後見制度の認知度

○成年後見制度を知っているかについては、「名前も知っているし、内容もわかる」が27.0%、「名前は知っているが、内容はわからない」が35.9%となっています。

○一方、「制度名も内容も知らない」は31.5%となっています。

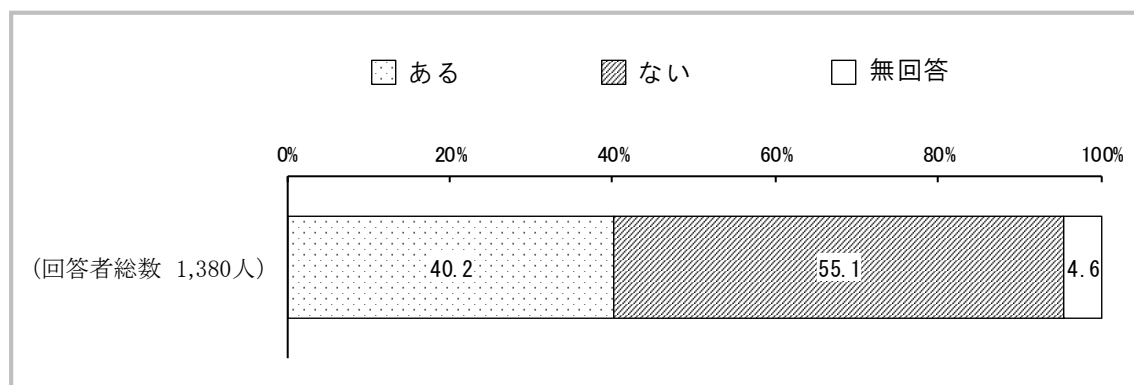
■ 成年後見制度の認知度 [障害者調査]



15) 障害があるために差別や不快な思いをしたこと

○障害があるために差別や不快な思いをしたことがあるかについては、「ある」が40.2%、「ない」が55.1%となっています。

■ 障害があるために差別や不快な思いをしたこと [障害者調査]



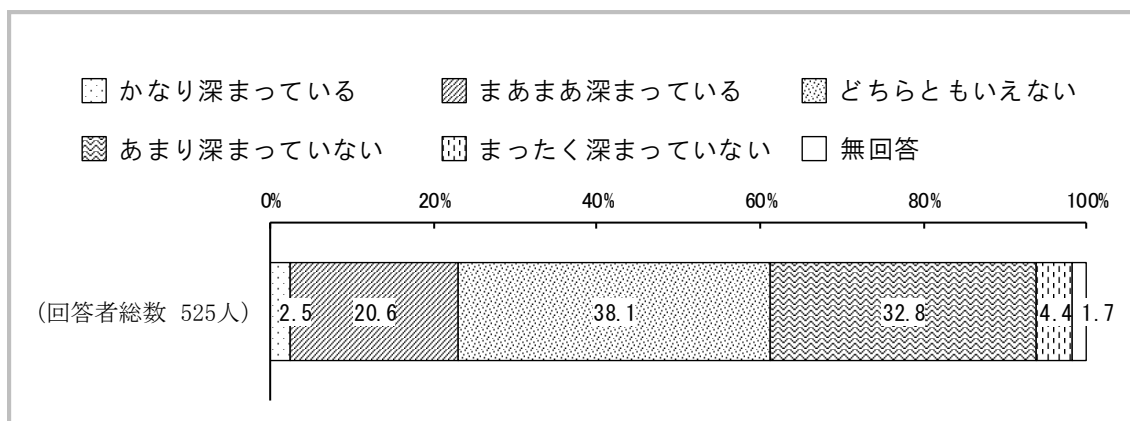
②一般調査

1) 障害の理解の深まり

○障害への理解が深まっていると感じるかについて、一般調査でみると、「かなり深まっている」が2.5%、「まあまあ深まっている」が20.6%で、深まっていると感じている人は約2割となっています。また、「どちらともいえない」は38.1%となっています。

○一方、「あまり深まっていない」は32.8%、「まったく深まっていない」は4.4%で、深まっていないと感じている人は約4割となっています。

■ 障害の理解の深まり [一般調査]



③サービス事業所職員調査

1) 今後力を入れるべき取組

○今後、力を入れるべき取組について、「相談支援」と「障害者に関する理解を促す活動」がそれぞれ28.6%で最も多く、次に、「ショートステイ（一時的に入所できる場所）」と「グループホームの整備」がそれぞれ25.7%、「障害者が文化活動、スポーツ活動ができる場所」が22.9%で多くなっています。

■ 今後力を入れるべき取組 上位5項目 [サービス事業所職員調査]

(回答者総数：35)

順位	項目	(%)
1位	相談支援	28.6
	障害者に関する理解を促す活動	28.6
3位	ショートステイ（一時的に入所できる場所）	25.7
	グループホームの整備	25.7
5位	障害者が文化活動、スポーツ活動ができる場所	22.9

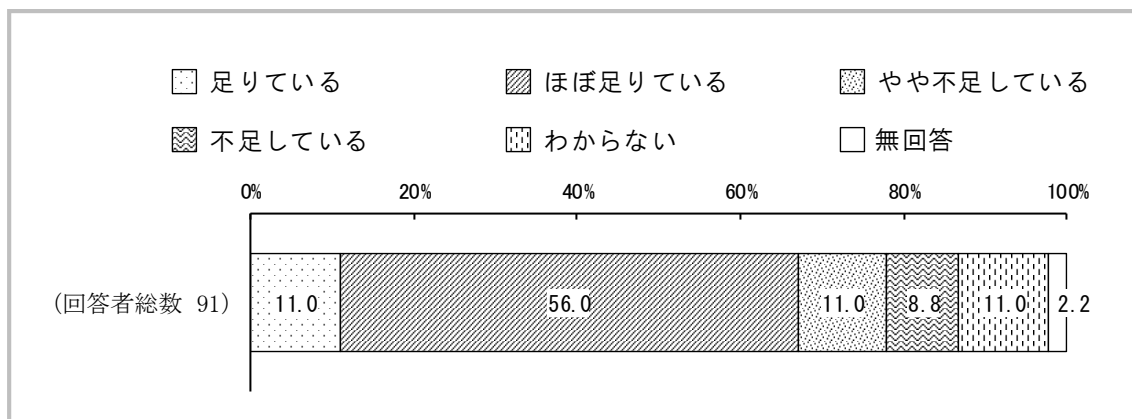
④サービス事業者調査

1) 利用者のニーズへの対応

○利用者の需要や希望に対してサービスが足りているかについては、「足りている」が11.0%、「ほぼ足りている」が56.0%で、足りているという割合が7割近くとなっています。

○一方、「やや不足している」は11.0%、「不足している」は8.8%で、不足しているという割合は約2割となっています。

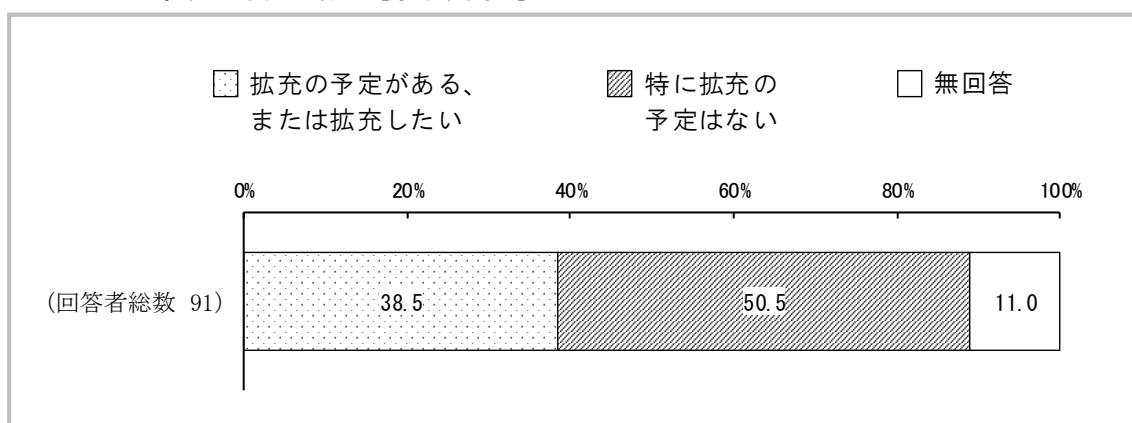
■ 利用者のニーズへの対応 [事業者調査]



2) サービス拡充の予定の有無

○今後、障害者サービスの体制を拡充する予定があるかについては、「拡充の予定がある、または拡充したい」が38.5%、「特に拡充の予定はない」が50.5%となっています。

■ サービス拡充の予定の有無 [事業者調査]



8 ヒアリング結果

(1) ヒアリング実施概要

本計画策定の基礎資料とすることを目的として、障害者を取り巻く現状と課題を把握するため、障害者団体等に対してヒアリングを実施しました。

■ ヒアリングの方法

項 目	内 容
医療的ケア児の家族との懇談会	○懇談形式
障害者団体ヒアリング	○意見シートの提出 ○懇談形式

■ 参加団体等

対象	実施日	参加団体等
医療的ケア児の家族	2023年6月30日	○水戸特別支援学校児童生徒の保護者
障害者団体	2023年9月28日	○水戸手をつなぐ育成会 ○水戸市肢体不自由児（者）父母の会 ○水戸市視覚障害者協会 ○水戸市自閉症児（者）親の会 ○水戸市障害者（児）福祉団体連合会 ○水戸市総合福祉作業施設家族福祉会 ○水戸地区精神保健福祉会 ○水戸市聴覚障害者協会 ○特定非営利活動法人 あけぼの水戸

(2) 医療的ケア児の家族との懇談会における主な意見

主な意見（抜粋）
○気管切開の有無や、喉頭気管分離術施行の有無、また、喉頭気管分離術を施行した方でも気管の軟化等により個々の児童で状態が異なるので留意してほしい。
○たん吸引の頻度も、個々の児童により異なる。また、同じ児童でも時間帯やその日の体調、天候等により異なる場合があるので留意してほしい。
○デイサービスについては、病院との連携がないと不安。カニューレが抜けると呼吸困難になるため、そのような場合を想定すると、主治医の医療機関に近い立地であることが望ましく、水戸市内に利用可能な通所事業所があると良い。
○医療型短期入所の利用について、自分（母親）が1週間入院となったことがあり、1か月前に病院が設置する短期入所事業所に相談したが、利用調整できなかった。その時は結局父親が仕事を休み、父親の実家にも協力を得て乗り切ったが、緊急時にしっかり使えるようになってほしい。
○吸引が必要な医療的ケア児の短期入所（宿泊利用）の場合、夜間の医療スタッフ体制が十分であることや、酸素・心拍などのモニター設備があって、アラームでスタッフが感知対応できる体制になっていることが必要ではないか。そうでないと、安心して利用できない。

○以前、他県に在住していた際は、様々な障害、年齢に対応できる総合的な福祉医療センターがあって利用していた。そういった場所があると良い。 ○動ける児童と動けない児童が一緒の場面では、動ける児童が動けない児童のチューブを引っ張ってしまうのではないかと心配。サービス事業所の職員体制がしっかりしていないと対応困難かもしれない。 ○医療的ケア児のきょうだいにもストレスがかかる。医療的ケア児を医療型短期入所で預かってもらうことで、きょうだいに対応する時間を確保でき、助かった経験がある。 ○朝、医療的ケア児の登校準備と同時並行で、きょうだいの支度もしなければならない状況であり、2人同時にみるのは負担が大きい。何か支援のサービスがあればとても助かる。 ○ケアができるのは自分（母親）しかおらず、倒れることができない。預け先がない。 ○親族が入院した際、医療的ケア児の登校が困難だったので、学校を休ませた。やむを得ない時の登校支援などのサービスがあると良い。 ○災害時の電源確保が心配。発電機などは高額の上、経年により機器の部品交換ができないときは全部更新となり、経済的にも負担がかかる。
--

（３）障害者団体ヒアリングにおける主な意見

①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止について

主な意見（抜粋） ○知的障害者への合理的配慮とはどのようなものなのか、どのような義務があるのか、市民を含めた事業所（一般企業）などに対して、市報などだけではなく、講演会や講習会を開催して周知する必要がある。 ○改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた具体的な取組を示してほしい。 ○虐待があった場合の連絡先（市報・各施設へのポスター・パンフレット）を周知してほしい。 ○成年後見制度については、知的障害者に限らず「法人成年後見人」となるべく関係機関を育成する必要がある。「成年後見制度」を使い勝手の良いものにしてほしい。 ○成年後見制度については、法定後見人を選択した障害者家族の話として、金銭管理がとても窮屈で、弁護士など法定後見人への手数料などが高額なものになる、との話を聞く。障害者の権利擁護の見地から成年後見制度の利用促進を図っているが、それだけでは不十分なので、「家族信託」等、幅広い選択肢を提示すべきと思う。 ○ひとり暮らしは、お金の管理が問題。今は、多くがスマートフォンを持っていて、月に5～6万円も使ってしまう人もいる。お金の管理についての対策を考えてほしい。 ○知的障害者の理解を促進するためには、幼稚園や小学校低学年時から、机上だけの理解促進のみではなく、知的障害者施設や事業所訪問などをしながら、知的障害者自身と直接触れ合う機会や交流を増やすカリキュラムなどが必要である。 ○中学校や高等学校では、知的障害者施設や事業所でのボランティア活動を義務付け、その時間数に応じた成績の評価とすることを検討すべき。
--

②安心・安全な生活環境の整備について

主な意見（抜粋） ○近年の異常気象による風水害が想定される中、個人情報保護に十分配慮しながら個別避難計画を早期に策定する必要がある。手始めに、地域の民生委員がその区域にどのような災害時要援護者が在住しているのか把握する必要がある。

○防災活動拠点の機能強化において、特別支援学校にとどまらず、福祉施設の活用などによる「福祉避難所」の拡充やそれに関連した設備強化も視野に入れるべきである。 ○事故や災害時において、知的障害や発達障害など障害特性に配慮した、情報伝達体制の整備を図ってほしい。 ○防災への備えとして、視覚障害に配慮して、白杖を用意してほしい。また、避難所のトイレへの配慮や、移動しやすいように触ってわかるような目印となるものがほしいです。 ○災害時に、自分で避難行動ができない人も多い。マニュアルもあると思うが、視覚障害者には十分に伝わっていない。 ○車椅子で安心して移動できる街路は、水戸市においてはまだまだ足りない。 ○大きめの車いすでも入れるアパートや県営市営住宅が増えて欲しい。 ○知的障害者がキャッチセールスなどに対応できるよう、具体的な事例を取り上げた講習会などを定期的で開催してほしい。騙されて無一文になってしまえば、結果として、生活保護受給者になってしまう可能性がある。
--

③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援について

主な意見（抜粋） ○スマートフォンやパソコンの取り扱いが不慣れな障害者に対しては、電話や郵便による情報提供も整備してほしい。 ○情報へのアクセスについては、そもそも高齢者はパソコンや携帯電話の操作が不得手で、覚えられない。なんでもインターネットでするのはやめて欲しい。 ○情報提供などは、インターネットが主になっているが、メールや電話でも行ってほしい。音声対応も難しいことがある。 ○案内などの文字を大きく、また、読みやすいユニバーサルデザインフォントも活用してほしい。 ○市役所から来る手紙が、字が小さ過ぎて読めない。 ○市ホームページで、外国人向けに外国語の記載はあるが、日本人でも漢字が苦手な人のために、漢字にルビをふる、やさしい日本語のものも作って欲しい。 ○市ホームページの「閲覧補助」の「読み上げ」の音が聞き取りにくい。 ○情報提供センターは、聴覚障害の場合は県のセンターのみ。市町村としての情報提供場所があるといい。県単位でもいいが、すべての障害の情報提供がそろっている施設があるとよい。
--

④保健・医療について

主な意見（抜粋） ○市内には、車椅子で受診でき、知的障害者を受け入れてくれる医療機関は限られる。安心して診察を受けられる医療機関が必要。重度の障害を持っている子を持つ親は、心配と不安が大きい。 ○視覚障害者はサインをすることが難しい。医療機関でのサインは、どこの県でも問題になっている。 ○同行援護の支援で、医療に関する書類のサインができるようにしてほしい。 ○地域生活を維持するため、入院やアパート入居等の身元引受保証人制度を作してほしい。都内では、やっているところがあると聞いている。 ○退院後は、就労施設への積極的な斡旋を。生保受給者で、かつ働ける精神障害者においても、閉じこもりを予防し、自立のための空白期間を短縮する意味合いも大きい。 ○個々が持つ個性をサポートし、豊かな子どもを育てていける療育が出来る場所を広めてほしい。
--

⑤自立した生活の支援・意思決定支援について

主な意見（抜粋）
○障害福祉サービスを実施するうえで、人材の育成・確保は深刻な問題である。求人をしても応募すらない状況であり、人材を確保するためには「ただ待つだけ」ではなく、福祉人材を確保、育成する仕組みが必要である。場合によっては、障害福祉サービス事業所にも外国人による福祉人材の受け入れも検討すべきである。 ○障害福祉サービスの質の向上については、市による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施をすべき。 ○計画相談支援については、報酬が低い。福祉のベテランの人であるので、もう少し厚くしてほしい。 ○重度心身障害者の場合、グループホーム等で地域での生活を続けることには困難がある。障害者の親としては、できるだけ長く自宅で家庭生活を続けさせたい。そのためには、在宅者に向けた生活支援、短期入所サービス、食事サービス、入浴サービス、送迎サービス、様々な支援の一層の拡充が不可欠である。 ○相談支援員数が足りない。（半年に1回、計画書を作ってもらっているが、相談員によって得意分野が違う。） ○障害児には、放課後や学校休業日に利用できる放課後等デイサービスがあるが、高等学校卒業後の障害者には、同様のサービスがない。そのため、通所による障害福祉サービスを利用した後（概ね15時以降）の過ごし方が、障害者本人及び家族にとって大きな課題となっている。 ○放課後等デイサービスの事業所は多いが、生活介護の事業所は足りない。医療的ケアが必要な子はさらに狭き門となる。 ○知的障害者やその保護者の高齢化や「親なき後」を考えた居住支援のための面的整備型による地域生活支援拠点等の整備が進んでいるが、ガイドラインによる登録事業所が極端に少ない。

⑥教育について

主な意見（抜粋）
○差別解消には、障害への理解が前提となる。幼児期からのインクルーシブ教育に期待したい。 ○親が頑張って健常の子が通う学校に入れたが、子どもは健常の子の中で車いすで孤独を感じたり、訓練や病院などで遅刻や早退が多く、勉強についていけなくて一人悩んでいたケースがあった。 ○教員に、障害者差別解消法と合理的配慮についての研修をお願いしたい。 ○幼少期から、障害者の多様性と存在を知り、障害に対する理解と共感を育むことに期待したい。 ○特別支援学級や特別支援学校の児童生徒は年々増加しているが、特別支援教育における教員が不足している。

⑦雇用・就業、経済的自立について

主な意見（抜粋）
○障害者の賃金アップ、仕事の内容に見合った賃金アップ。 ○工賃が安い。清掃、草刈りなどの作業をしているが、発注先に金額の交渉をしたところ、金額アップすることができた。受発注センターでも金額アップの交渉を行ってみたい。

○一般就労や就労継続A型・B型での就労をしている障害者は、公共交通機関を利用して通勤しているが、Suica等の自動精算の対象外となっているため、療育手帳の提示が必要となっている。利便性や紛失、個人情報の流失の観点からも、せめて市内におけるバス利用については合理的な配慮を望む。 ○同行援護を通勤・通学等で使えるようにしてほしい。 ○市の職員として知的障害者は雇用されているか。また雇用されている場合、離職しないような支援（サポート）はどのようなことをしているのか。 ○重度の障害者の場合、就業によって生活を自立させることは難しい。経済的に自立できるよう公的な経済的支援が不可欠である。支援の減額などがあってはならない。 ○障害者が利用しているグループホーム等の「家賃補助」の上乗せ助成について。地域生活を希望する知的障害者がグループホームをより利用しやすくなるよう、現在の全国共通で助成されている障害者が利用しているグループホームの国の「家賃補助」（特定障害者給付）に加え、市独自の「家賃補助」の上乗せ制度の創設してほしい。

⑧芸術文化活動・スポーツ等について

主な意見（抜粋） ○レクリエーション活動等への補助金等の支援がほしい。 ○仕事の後にレクリエーションや創作活動などがあるといいが、費用面での負担感がある。工賃の現状などから考えると大きな出費になるので補助があるといい。 ○市障害スポーツ・レクリエーションに、知的障害者も参加可能となったということで声がかかった。大会の参加募集については、市報に掲載されていたが、こういった配慮がされてるのかも具体的にはわからなかった。どのような合理的配慮が必要なのか、もう一度考えてほしい。 ○障害によって特性の違いは大きく、合理的配慮等のコンプライアンスを遵守するには、きちんとした障害への理解が欠かせない。ならば自治体主体となるイベントを職員総出で開催するのではなく、各団体等に助成金を支出した方がより現在の社会に適したイベントができるのではないかと考える。 ○市障連に委託している「障害者レクリエーション教室」の事業継続について。スポーツやレクリエーションをすることで、運動が不得意な知的障害者あっても身体的な機能を強化することによって、健常者よりも早く高齢化すると言われている知的障害者の「介護予防」にも役に立つものとする。 ○さまざまなイベントを企画して、触れあう機会を増やせるようにしてほしい。
--

水戸市障害者計画（第4次）

[2024年度～2028年度]

2025年3月発行

編集・発行

水戸市福祉部障害福祉課

水戸市中央1丁目4番1号

電 話 029-350-8053

F A X 029-221-4447
